

Universal Oneサービス契約約款（第6編）【現改比較表】 2022年12月1日現在

～2022年11月30日

2022年12月1日～

▲Universal Oneサービス契約約款（第6編）

（平成23年 B N S ネサ第100017号）

実施 平成23年 5月10日

目次

- 第1章～第3章 （略）
- 第4章 契約
 - 第7条～第8条 （略）
 - 第9条 [契約者回線又は加入者回線の終端](#)
 - 第10条～第11条 （略）
 - 第12条 [最低利用期間](#)
 - 第13条 [品目等の変更](#)
 - 第14条 [CCNグループ回線等の変更等](#)
 - 第15条 [アクセス回線二重化](#)
 - 第15条の2 [通常契約の解除に伴う二重化付加契約の扱い](#)
 - 第16条～第19条 （略）
 - 第20条 [協定事業者の契約の解除等に伴うクローズドコンピュータ通信網契約の扱い](#)
 - 第21条 （略）
- 第5章 （略）
- 第6章 [端末設備の提供等](#)
 - 第24条 [端末設備の提供](#)
 - 第25条 [端末設備の移転](#)
- 第7章 [回線相互接続](#)
 - 第26条 [当社又は他社の電気通信回線の接続](#)
- 第8章 利用中止等
 - 第27条～第28条 （略）
 - 第29条 [接続休止](#)
- 第9章～第12章 （略）
- 第13章 雑則
 - 第44条～第46条 （略）
 - 第47条 [契約者回線又は加入者回線の設置場所の提供等](#)
 - 第48条～第49条 （略）

▲Universal Oneサービス契約約款（第6編）

（平成23年 B N S ネサ第100017号）

実施 平成23年 5月10日

目次

- 第1章～第3章 （略）
- 第4章 契約
 - 第7条～第8条 （略）
 - 第9条 [削除](#)
 - 第10条～第11条 （略）
 - 第12条 [削除](#)
 - 第13条 [削除](#)
 - 第14条 [削除](#)
 - 第15条 [削除](#)
 - 第15条の2 [削除](#)
 - 第16条～第19条 （略）
 - 第20条 [削除](#)
 - 第21条 （略）
- 第5章 （略）
- 第6章 [削除](#)
 - 第24条 [削除](#)
 - 第25条 [削除](#)
- 第7章 [削除](#)
 - 第26条 [削除](#)
- 第8章 利用中止等
 - 第27条～第28条 （略）
 - 第29条 [削除](#)
- 第9章～第12章 （略）
- 第13章 雑則
 - 第44条～第46条 （略）
 - 第47条 [削除](#)
 - 第48条～第49条 （略）

～2022年11月30日

2022年12月1日～

第50条 [クローズドコンピュータ通信網契約者の氏名の通知等](#)

第51条 [同上](#)

第52条 [協定事業者からの通知](#)

第53条～第57条の4 (略)

第14章 (略)

別記

1 (略)

2 [協定事業者及び契約事業者](#)

3～7 (略)

8 [契約者回線又は加入者回線の設置場所の提供等](#)

9 [自営端末設備の接続](#)

10 [自営端末設備に異常がある場合等の検査](#)

11 [自営電気通信設備の接続](#)

12 [自営電気通信設備に異常がある場合等の検査](#)

13～15 (略)

16 [加入者回線に係る端末設備の提供](#)

17 [クローズドコンピュータ通信網サービスに係るコネクティビティの提供等](#)

18 [クローズドコンピュータ通信網サービスに係る屋内配線の提供等](#)

19 [保守一元サービスの提供等](#)

20～23 (略)

料金表

通則

第1表 料金（附带サービスの料金を除きます。）

第1 (略)

第2 [使用料](#)

第3 (略)

第2表 (略)

第3表 附带サービスに関する料金

第1 削除

第2 [加入者回線に係る端末設備等使用料](#)

第3 [コネクティビティ使用料](#)

第4 [コネクティビティ工事費](#)

第5 [加入者回線に係る屋内配線利用](#)

第6 [保守一元サービスに係る料金](#)

第50条 [削除](#)

第51条 [削除](#)

第52条 [削除](#)

第53条～第57条の4 (略)

第14章 (略)

別記

1 (略)

2 [削除](#)

3～7 (略)

8 [削除](#)

9 [削除](#)

10 [削除](#)

11 [削除](#)

12 [削除](#)

13～15 (略)

16 [削除](#)

17 [削除](#)

18 [削除](#)

19 [削除](#)

20～23 (略)

料金表

通則

第1表 料金（附带サービスの料金を除きます。）

第1 (略)

第2 [削除](#)

第3 (略)

第2表 (略)

第3表 附带サービスに関する料金

第1 削除

第2 [削除](#)

第3 [削除](#)

第4 [削除](#)

第5 [削除](#)

第6 [削除](#)

～2022年11月30日

2022年12月1日～

第7～第8 (略)

料金表別表 [クローズドコンピュータ通信網サービスの伝送速度](#)

第1章 総則

第1条～第3条 (略)

(用語の定義)

第4条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1～8 (略)	(略)
9 CCNグループ識別共通符号	クローズドコンピュータ通信網契約の カテゴリ2 又はカテゴリ3 に係るグループを識別するためにクローズドコンピュータ通信網契約者が割り当てる1の英字及び数字の組合せであって、そのクローズドコンピュータ通信網契約者に係るドメイン名を含むもの
10～36 (略)	(略)

第2章～第3章 (略)

第4章 契約

(クローズドコンピュータ通信網契約の種別等)

第7条 (略)

[2 CCNアクセス契約 \(料金表第1表 \(料金\) に定めるカテゴリ3 \(クラス1のタイプ4 又はタイプ6に係るものに限り\) に係るものに限り\) には、次の区分があります。](#)

区 分	内 容
通常契約	二重化付加契約以外のもの
二重化付加契約	第15条 (アクセス回線二重化) に規定するアクセス回線二重化を行う場合に限り通常契約に付加して締結されるもの

(クローズドコンピュータ通信網契約の単位)

第8条 クローズドコンピュータ通信網契約の単位は、次のとおりとします。この場合、クローズドコンピュータ通信網契約者は1のクローズドコンピュータ通信網契約につき1人に限ります。

第7～第8 (略)

料金表別表 [削除](#)

第1章 総則

第1条～第3条 (略)

(用語の定義)

第4条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1～8 (略)	(略)
9 CCNグループ識別共通符号	クローズドコンピュータ通信網契約の カテゴリ2 に係るグループを識別するためにクローズドコンピュータ通信網契約者が割り当てる1の英字及び数字の組合せであって、そのクローズドコンピュータ通信網契約者に係るドメイン名を含むもの
10～36 (略)	(略)

第2章～第3章 (略)

第4章 契約

(クローズドコンピュータ通信網契約の種別等)

第7条 (略)

[2 削除](#)

(クローズドコンピュータ通信網契約の単位)

第8条 クローズドコンピュータ通信網契約の単位は、次のとおりとします。この場合、クローズドコンピュータ通信網契約者は1のクローズドコンピュータ通信網契約につき1人に限ります。

～2022年11月30日	2022年12月1日～
<p>(1) C C Nアクセス契約の場合 ア～ウ (略)</p> <p>エ <u>料金表第1表に定めるカテゴリ3のクラス1の場合</u> A <u>当社は、1の他社接続契約者回線(D S L回線又は光アクセス回線に係るものに 限ります。)、利用回線、加入者回線又は契約者回線ごとに1の契約を締結します。</u> B <u>当社は、第15条(アクセス回線二重化)に規定するアクセス回線二重化を行う場 合、Aにかかわらず1の加入者回線又は契約者回線ごとに1の通常契約及び1の二 重化付加契約を締結します。</u></p> <p>オ <u>料金表第1表に定めるカテゴリ3のクラス2の場合</u> <u>当社は、1の加入者回線ごとに1の契約を締結します。</u></p> <p>(2) (略) <u>(契約者回線又は加入者回線の終端)</u></p> <p>第9条 <u>当社は、クローズドコンピュータ通信網サービス取扱所内において、回線終端装置 又は配線盤等を設置し、これを契約者回線の終端とします。</u></p> <p>2 <u>当社は、クローズドコンピュータ通信網契約者(料金表第1表(料金)に定めるカテゴリ ー3のクラス2に係る者に限ります。)が指定した場所内の建物又は工作物において、回 線終端装置又は配線盤等を設置し、これを加入者回線の終端とします。</u> (クローズドコンピュータ通信網契約申込みの方法)</p> <p>第10条 クローズドコンピュータ通信網契約の申込みをするときは、次に掲げる事項につい て当社が指定した方法によりクローズドコンピュータ通信網契約の申込みを行っていただ きます。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) <u>加入者回線に係る終端の場所</u></p> <p>(4)～(5) (略)</p> <p>2 <u>前項に規定する申込み(料金表第1表に定めるカテゴリ3に係る申込みに限ります。) が新たにC C Nグループ識別共通符号によるC C Nグループを設ける申込みであるとき は、そのC C Nグループ識別共通符号に係るドメイン名の申出をクローズドコンピュータ 通信網サービス取扱所に届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。</u></p> <p>3 <u>前項に基づきC C Nセンター契約に係るクローズドコンピュータ通信網契約者(以下「C C Nセンター契約者」といいます。)からドメイン名の申出があった場合、当社は、その申 出のあったドメイン名にクローズドコンピュータ網識別番号を割り当てます。</u> (クローズドコンピュータ通信網契約申込みの承諾)</p> <p>第11条 (略)</p>	<p>(1) C C Nアクセス契約の場合 ア～ウ (略)</p> <p>エ <u>削除</u></p> <p>オ <u>削除</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>第9条 <u>削除</u></p> <p>(クローズドコンピュータ通信網契約申込みの方法)</p> <p>第10条 クローズドコンピュータ通信網契約の申込みをするときは、次に掲げる事項につい て当社が指定した方法によりクローズドコンピュータ通信網契約の申込みを行っていただ きます。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) <u>削除</u></p> <p>(4)～(5) (略)</p> <p>2 <u>削除</u></p> <p>3 <u>削除</u></p> <p>(クローズドコンピュータ通信網契約申込みの承諾)</p> <p>第11条 (略)</p>

～2022年11月30日	2022年12月1日～
<p>2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、そのクローズドコンピュータ通信網契約の申込みを承諾しないことがあります。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>CCNセンター契約の申込みをした者が、料金表第1表(料金)に定めるカテゴリ-2又はカテゴリ-3に係るクローズドコンピュータ通信網契約者と同一の者とならないとき。</u></p> <p>(7) <u>CCNアクセス契約(料金表第1表に定めるカテゴリ-3(クラス2に係るものを除きます。))に係るものに限り、)の申込みをした者が他社接続契約者回線(DSL回線又は光アクセス回線に係るものに限り、)について協定事業者と契約を締結している者と同一の者とならないとき。</u></p> <p>(8) <u>その他社接続契約者回線(DSL回線(料金表第1表に定めるカテゴリ-3(クラス1に係るものに限り、)に係るものに限り、)に係るものに限り、)に係る協定事業者の承諾が得られないとき。</u></p> <p>(9)～(10) (略)</p> <p>(11) <u>CCNアクセス契約(料金表第1表に定めるカテゴリ-3(クラス1(タイプ4又はタイプ6に係るものに限り、)に係るものに限り、)の二重化付加契約に係る申込みをした者が、通常契約を締結している者と同一の者とならないとき。</u></p> <p>(12) <u>CCNアクセス契約(料金表第1表に定めるカテゴリ-3(クラス1(タイプ4又はタイプ6に係るものに限り、)に係るものに限り、)の二重化付加契約に係る品目及び通信又は保守の態様による細目が、通常契約に係る品目及び通信又は保守の態様による細目と同一とならないとき。</u></p> <p>(13) <u>CCNアクセス契約(料金表第1表に定めるカテゴリ-3(クラス1(タイプ4又はタイプ6に係るものに限り、)に係るものに限り、)に係るものに限り、)に係る申込みをした者が、CCNセンター契約者と同一の者とならないとき。</u></p> <p>(14) (略)</p> <p><u>第12条 クローズドコンピュータ通信網サービスの最低利用期間は、料金表第1表(料金)に定めるところによります。</u></p> <p>2 <u>前項の最低利用期間は、クローズドコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日から起算して1年間とします。</u></p> <p><u>ただし、料金表第1表に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。</u></p>	<p>2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、そのクローズドコンピュータ通信網契約の申込みを承諾しないことがあります。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>CCNセンター契約の申込みをした者が、料金表第1表(料金)に定めるカテゴリ-2に係るクローズドコンピュータ通信網契約者と同一の者とならないとき。</u></p> <p>(7) <u>削除</u></p> <p>(8) <u>削除</u></p> <p>(9)～(10) (略)</p> <p>(11) <u>削除</u></p> <p>(12) <u>削除</u></p> <p>(13) <u>削除</u></p> <p>(14) (略)</p> <p>第12条 <u>削除</u></p>

～2022年11月30日	2022年12月1日～
<p>3 <u>クローズドコンピュータ通信網契約者は、前項の最低利用期間内にクローズドコンピュータ通信網契約の解除又はクローズドコンピュータ通信網サービスの品目等の変更等があった場合は、当社が定める期日までに、料金表第1表に規定する額を支払っていただきます。</u> <u>(品目等の変更)</u></p> <p>第13条 <u>クローズドコンピュータ通信網契約者は、クローズドコンピュータ通信網サービスの品目等の変更の請求をすることができます。</u></p> <p>2 <u>前項の請求があったときは、当社は、第11条（クローズドコンピュータ通信網契約申込みの承諾）の規定に準じて取り扱います。</u> <u>(CCNグループ回線等の変更等)</u></p> <p>第14条 <u>CCNセンター契約者（カテゴリ-2に係る者を除きます。）は、CCNグループ回線の変更、CCNグループ識別共通符号の変更又はCCNグループ識別共通符号に係るドメイン名変更の請求をすることができます。</u></p> <p>2 <u>CCNアクセス契約に係るクローズドコンピュータ通信網契約者（以下「CCNアクセス契約者」といいます。）は、CCNアクセス回線の変更（料金表第1表に定めるカテゴリ-2（クラス2（プラン3に係るものに限ります。）に係るものに限ります。）に係る変更を除きます。）の請求をすることができます。</u></p> <p>3 <u>前項の請求があったときは、当社は、受け付けた順序に従って承諾します。</u> <u>(アクセス回線二重化)</u></p> <p>第15条 <u>クローズドコンピュータ通信網契約者（料金表第1表（料金）に定めるカテゴリ-3（クラス1（タイプ4又はタイプ6に係るものに限ります。）に係る者に限りります。）に係る者に限りります。）は、通常契約に付加して二重化付加契約を締結することにより、アクセス回線二重化（通常契約に係る加入者回線又は接続契約者回線による通信を行うことができない状態（通信に著しい支障が生じ、通信を行うことができない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）となった場合に、通信を継続することができるようにするため、1の加入者回線又は接続契約者回線を加えて設置又は接続することをいいます。以下同じとします。）を行うことができます。</u> <u>(通常契約の解除に伴う二重化付加契約の扱い)</u></p> <p>第15条の2 <u>当社は、クローズドコンピュータ通信網契約者からそのクローズドコンピュータ通信網契約（料金表第1表（料金）に定めるカテゴリ-3（クラス1のタイプ4又はタイプ6に係るものに限ります。）に係るものに限ります。以下、本条において同じとします。）の契約について、契約の解除があった旨の申出があったとき又はその事実を知ったときは、そのクローズドコンピュータ通信網契約に係る二重化付加契約を解除します。</u></p>	<p>第13条 <u>削除</u></p> <p>第14条 <u>削除</u></p> <p>第15条 <u>削除</u></p> <p>第15条の2 <u>削除</u></p>

～2022年11月30日	2022年12月1日～
<p>(クローズドコンピュータ通信網契約に基づく権利の譲渡)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 当社は、前項の規定によりクローズドコンピュータ通信網利用権の譲渡の承認を求められたときは、次の場合を除いて、これを承認します。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>クローズドコンピュータ通信網利用権(CCNセンター契約に係るものに限ります。)</u>を譲り受けようとする者が、料金表第1表(料金)に定めるカテゴリー2 <u>又はカテゴリー3</u>に係るクローズドコンピュータ通信網契約者と同一の者とならないとき。</p> <p>(7) <u>クローズドコンピュータ通信網利用権(料金表第1表に定めるカテゴリー3(クラス2に係るものを除きます。))に係るものに限ります。)</u>を譲り受けようとする者が、<u>他社接続契約者回線(DSL回線又は光アクセス回線に係るものに限ります。)</u>又は<u>利用回線について協定事業者と契約を締結している者と同一の者とならないとき。</u></p> <p>(8) <u>その譲渡について、他社接続契約者回線(DSL回線(料金表第1表に定めるカテゴリー3(クラス1に係るものに限ります。))に係るものに限ります。)</u>に係るものに限ります。に係る協定事業者の承認が得られないとき。</p> <p>(9)～(10) (略)</p> <p>(11) <u>クローズドコンピュータ通信網利用権(料金表第1表に定めるカテゴリー3(クラス1(タイプ4又はタイプ6に係るものに限ります。))の二重化付加契約に係るものに限ります。)</u>を譲り受けようとする者が、<u>通常契約を締結している者と同一の者とならないとき。</u></p> <p>(12) <u>その譲渡について、二重化付加契約(料金表第1表に定めるカテゴリー3(料金表第1表に定めるクラス1(タイプ4又はタイプ6に係るものに限ります。))に係るものに限ります。)</u>に係る品目及び通信又は保守の態様による細目が、<u>通常契約に係る品目及び通信又は保守の態様による細目と同一とならないとき。</u></p> <p>(13) <u>クローズドコンピュータ通信網利用権(料金表第1表に定めるカテゴリー3(料金表第1表に定めるクラス1(タイプ4又はタイプ6に係るものに限ります。))に係るものに限ります。)</u>を譲り受けようとする者が、<u>CCNセンター契約者と同一の者とならないとき。</u></p> <p>(14) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>第16条の2～第19条 (略)</p>	<p>(クローズドコンピュータ通信網契約に基づく権利の譲渡)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 当社は、前項の規定によりクローズドコンピュータ通信網利用権の譲渡の承認を求められたときは、次の場合を除いて、これを承認します。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>クローズドコンピュータ通信網利用権(CCNセンター契約に係るものに限ります。)</u>を譲り受けようとする者が、料金表第1表(料金)に定めるカテゴリー2に係るクローズドコンピュータ通信網契約者と同一の者とならないとき。</p> <p>(7) <u>削除</u></p> <p>(8) <u>削除</u></p> <p>(9)～(10) (略)</p> <p>(11) <u>削除</u></p> <p>(12) <u>削除</u></p> <p>(13) <u>削除</u></p> <p>(14) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>第16条の2～第19条 (略)</p>

～2022年11月30日	2022年12月1日～
<p><u>(協定事業者の契約の解除等に伴うクローズドコンピュータ通信網契約の扱い)</u></p> <p>第20条 <u>当社は、クローズドコンピュータ通信網契約者からそのクローズドコンピュータ通信網契約に係る他社接続契約者回線について、契約の解除等、その他社接続契約者回線との接続を中止（以下この条において「接続中止」といいます。）する旨の届出があったとき又はその事実を知ったときは、そのクローズドコンピュータ通信網契約を解除します。</u></p> <p><u>ただし、接続中止すると同時にそれに相当する契約者回線等との接続を開始した場合であって、そのクローズドコンピュータ通信網契約者からクローズドコンピュータ通信網契約を継続したい旨の申出があったときは、この限りではありません。</u></p> <p>第21条 (略)</p> <p>第5章 削除</p> <p>第6章 <u>端末設備の提供等</u></p> <p><u>(端末設備の提供)</u></p> <p>第24条 <u>当社は、クローズドコンピュータ通信網契約者から請求があったときは、その契約者回線について、料金表第1表（料金）に定めるところにより端末設備を提供します。</u></p> <p><u>(端末設備の移転)</u></p> <p>第25条 <u>当社は、クローズドコンピュータ通信網契約者から請求があったときは、当社が提供する端末設備の移転を行います。</u></p> <p>第7章 <u>回線相互接続</u></p> <p><u>(当社又は他社の電気通信回線の接続)</u></p> <p>第26条 <u>クローズドコンピュータ通信網契約者は、その契約者回線若しくは加入者回線の終端において、又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、契約者回線又は加入者回線と当社又は当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線との接続の請求をすることができます。この場合、その接続に係る電気通信回線の名称、その接続を行う場所、その接続を行うために使用する電気通信設備の名称その他その接続の請求の内容を特定するための事項について記載した当社所定の書面をクローズドコンピュータ通信網サービス取扱所に提出していただきます。</u></p> <p><u>2 当社は、前項の請求があった場合において、その接続に係る電気通信回線の利用に関する当社又は当社以外の電気通信事業者の契約約款及び料金表によりその接続が制限されるときを除き、その請求を承諾します。この場合において、当社は、相互に接続した電気通信回線により行う通信について、その品質を保証しません。</u></p>	<p>第20条 <u>削除</u></p> <p>第21条 (略)</p> <p>第5章 削除</p> <p>第6章 <u>削除</u></p> <p>第24条 <u>削除</u></p> <p>第25条 <u>削除</u></p> <p>第7章 <u>削除</u></p> <p>第26条 <u>削除</u></p>

～2022年11月30日

2022年12月1日～

第8章 利用中止等

第27条～第28条 (略)

(接続休止)

第29条 当社は、相互接続協定に基づく相互接続の一時停止、相互接続協定の解除、協定事業者又は契約事業者の電気通信事業の休止又は一部若しくは全部の廃止又は契約事業者との契約の解除により、当社のクローズドコンピュータ通信網契約者が当社のクローズドコンピュータ通信網サービスを全く利用できなくなったときは、そのクローズドコンピュータ通信網サービスについて接続休止（そのクローズドコンピュータ通信網サービスに係る電気通信設備を他に転用することを条件としてそのクローズドコンピュータ通信網サービスを一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）とします。

ただし、そのクローズドコンピュータ通信網サービスについて、クローズドコンピュータ通信網契約者から契約の解除の通知があったときは、この限りではありません。

2 当社は、前項の規定により、接続休止をしようとするときは、あらかじめ、そのクローズドコンピュータ通信網契約者にそのことを通知します。

3 第1項の接続休止の期間は、その接続休止をした日から起算して1年間とし、その接続休止の期間を経過した日において、その契約は解除されたものとして取り扱います。この場合、そのクローズドコンピュータ通信網契約者にそのことを通知します。

第9章 通信

第30条～第30条の2 (略)

(回線による制約)

第31条 クローズドコンピュータ通信網契約者は、当社又は当社以外の電気通信事業者の契約約款及び料金表の定めるところにより、接続契約者回線等、DSL回線、光アクセス回線を使用することができない場合（当社が別に定める理由により、使用することができない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）においては、クローズドコンピュータ通信網サービスを利用することができない場合があります。

(注) 本条に規定する当社が別に定める理由は、DSL回線に係る別記3に掲げる協定事業者の契約約款及び料金表に規定するDSL方式に起因する事象によるものとします。

第10章 料金等

第1節 料金及び工事に関する費用

第8章 利用中止等

第27条～第28条 (略)

第29条 削除

第9章 通信

第30条～第30条の2 (略)

(回線による制約)

第31条 クローズドコンピュータ通信網契約者は、当社の契約約款及び料金表の定めるところにより、接続契約者回線を使用することができない場合においては、クローズドコンピュータ通信網サービスを利用することができない場合があります。

第10章 料金等

第1節 料金及び工事に関する費用

～2022年11月30日

2022年12月1日～

(料金及び工事に関する費用)

第32条 当社が提供するクラウドコンピュータ通信網サービスの料金は、料金表第1表(料金)に規定する利用料金、使用料及び手続きに関する料金とし、利用料金及び使用料は、当社が提供するクラウドコンピュータ通信網サービスの態様に依りて適用します。

2 (略)

第2節 料金等の支払義務

(利用料金等の支払義務)

第33条 クラウドコンピュータ通信網契約者は、その契約に基づいて当社がクラウドコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日 (端末設備についてはその提供を開始した日) から起算して、契約の解除があった日 (端末設備についてはその廃止のあった日) の前日までの期間 (提供を開始した日と解除又は廃止のあった日が同一の日である場合は、1日間とします。) について、料金表第1表(料金)に規定するクラウドコンピュータ通信網契約に係る利用料金 及び使用料 (以下「定額利用料等」といいます。) の支払いを要します。

2 前項の期間において、クラウドコンピュータ通信網サービスを全く利用することができない状態が生じたときの料金の支払いは、次によります。

(1) (略)

(2) 前2号の規定によるほか、クラウドコンピュータ通信網契約者は、次の場合を除き、クラウドコンピュータ通信網サービスを利用できなかった期間中の定額利用料等の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
-----	------------

(料金及び工事に関する費用)

第32条 当社が提供するクラウドコンピュータ通信網サービスの料金は、料金表第1表(料金)に規定する利用料金及び手続きに関する料金とし、利用料金は、当社が提供するクラウドコンピュータ通信網サービスの態様に依りて適用します。

2 (略)

第2節 料金等の支払義務

(利用料金等の支払義務)

第33条 クラウドコンピュータ通信網契約者は、その契約に基づいて当社がクラウドコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日から起算して、契約の解除があった日の前日までの期間 (提供を開始した日と解除又は廃止のあった日が同一の日である場合は、1日間とします。) について、料金表第1表(料金)に規定するクラウドコンピュータ通信網契約に係る利用料金 (以下「定額利用料等」といいます。) の支払いを要します。

2 前項の期間において、クラウドコンピュータ通信網サービスを全く利用することができない状態が生じたときの料金の支払いは、次によります。

(1) (略)

(2) 前号の規定によるほか、クラウドコンピュータ通信網契約者は、次の場合を除き、クラウドコンピュータ通信網サービスを利用できなかった期間中の定額利用料等の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
-----	------------

～2022年11月30日

2022年12月1日～

<p>1 クローズドコンピュータ通信網契約者の責めによらない理由により、そのクローズドコンピュータ通信網サービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この表において同じとします。）が生じた場合（2欄、3欄又は4欄に該当する場合及びDSL回線の区間（別記3に掲げる協定事業者の区間に限ります。）において、当社が別に定める理由により全く利用できない状態となる場合を除きます。）に、そのことを当社が知った時刻から起算して24時間以上その状態が連続したとき。</p>	<p>そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのクローズドコンピュータ通信網サービスについての料金</p>
<p>2 (略)</p>	<p>(略)</p>
<p>3 <u>回線収容部の変更等又は移転に伴って、クローズドコンピュータ通信網サービスを利用できなくなった期間が生じたとき（クローズドコンピュータ通信網契約者の都合によりクローズドコンピュータ通信網サービスを利用しなかった場合であって、その設備を保留したときを除きます。）。</u></p>	<p><u>利用できなくなった日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するそのクローズドコンピュータ通信網サービスについての料金</u></p>
<p>4 <u>クローズドコンピュータ通信網サービスの接続休止をしたとき。</u></p>	<p><u>接続休止をした日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するそのクローズドコンピュータ通信網サービスについての料金</u></p>

3 (略)

(注) 本条第2項に規定する当社が別に定める理由は、DSL回線に係る別記3に掲げる協定事業者の契約約款及び料金表に規定するDSL方式に起因する事象によるものとします。

<p>1 クローズドコンピュータ通信網契約者の責めによらない理由により、そのクローズドコンピュータ通信網サービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この表において同じとします。）が生じた場合（2欄に該当する場合を除きます。）に、そのことを当社が知った時刻から起算して24時間以上その状態が連続したとき。</p>	<p>(略)</p>
<p>2 (略)</p>	<p>(略)</p>

3 (略)

～2022年11月30日	2022年12月1日～
<p>第34条～第35条 (略) 第3節～第4節 (略)</p> <p>第11章 保守</p> <p>第39条 (略) (クローズドコンピュータ通信網契約者の切分責任)</p> <p>第40条 (略)</p> <p>2 <u>前項の確認に際して、クローズドコンピュータ通信網契約者(契約者回線又は加入者回線に係る者に限ります。以下本条において同じとします。)から請求があったときは、当社は、クローズドコンピュータ通信網サービス取扱所において試験を行い、その結果をクローズドコンピュータ通信網契約者にお知らせします。</u></p> <p>3 <u>当社は、前項の試験により当社が設置した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、クローズドコンピュータ通信網契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、クローズドコンピュータ通信網契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合の負担を要する費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。</u></p> <p>(注) (略)</p> <p>第41条 (略)</p> <p>第12章 損害賠償 (責任の制限)</p> <p>第42条 当社は、クローズドコンピュータ通信網サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、そのクローズドコンピュータ通信網サービスが全く利用できない状態(その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度となる場合を含みます。以下本条において同じとします。)にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、そのクローズドコンピュータ通信網契約者の損害を賠償します。</p> <p><u>ただし、協定事業者が協定事業者の契約約款及び料金表の定めるところによりその損害を賠償する場合又はそのクローズドコンピュータ通信網サービスがDSL回線の区間において当社が別に定める理由により全く利用できない状態となる場合は、この限りではありません。</u></p> <p>2～3 (略)</p>	<p>第34条～第35条 (略) 第3節～第4節 (略)</p> <p>第11章 保守</p> <p>第39条 (略) (クローズドコンピュータ通信網契約者の切分責任)</p> <p>第40条 (略)</p> <p>2 <u>削除</u></p> <p>3 <u>削除</u></p> <p>(注) (略)</p> <p>第41条 (略)</p> <p>第12章 損害賠償 (責任の制限)</p> <p>第42条 当社は、クローズドコンピュータ通信網サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、そのクローズドコンピュータ通信網サービスが全く利用できない状態(その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度となる場合を含みます。以下本条において同じとします。)にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、そのクローズドコンピュータ通信網契約者の損害を賠償します。</p> <p>2～3 (略)</p>

～2022年11月30日

2022年12月1日～

(注) 本条第1項に規定する当社が別に定める理由は、DSL回線に係る別記3に掲げる協
定事業者の契約約款及び料金表に規定するDSL方式に起因する事象によるものとしま
す。

第43条 (略)

第13章 雑則

第44条～第46条 (略)

(契約者回線又は加入者回線の設置場所の提供等)

第47条 契約者回線又は加入者回線の設置場所の提供等については、別記8に定めるところ
によります。

第48条 削除

(クローズドコンピュータ通信網契約者からの通知)

第49条 クローズドコンピュータ通信網契約者は、接続契約者回線等について、第10条(ク
ローズドコンピュータ通信網契約申込みの方法)に規定する事項、利用休止又は利用権の
譲渡その他当社が別に定める異動があったときは、その内容について速やかに当社に通知
していただきます。

(注) 本条第1項に規定する当社が別に定める異動は、次のとおりとします。

- (1) 接続契約者回線等に係る契約を締結している者の氏名及び住所の変更
- (2) 接続契約者回線等に係る契約の解除

(クローズドコンピュータ通信網契約者の氏名の通知等)

第50条 クローズドコンピュータ通信網契約者は、契約事業者(東日本電信電話株式会社又
は西日本電信電話株式会社に限り、以下この条において同じとします。)から当社に
請求があったときは、当社がクローズドコンピュータ通信網契約者(その契約事業者の加
入者回線を利用している者に限り、以下この条において同じとします。)の氏名又は
名称及び住所又は居所をその契約事業者に通知する場合があることについて、予め承諾す
るものとします。

2 クローズドコンピュータ通信網契約者は、契約事業者が以下の各号において、前項に基
づき契約事業者の保有するクローズドコンピュータ通信網契約者の情報を第三者(クロー
ズドコンピュータ通信網契約者が契約を締結している事業者又は契約事業者のIP通信網
サービス契約約款に定める特定事業者)に限り、以下この条において同じとします。)に
開示する場合があることについて予め承諾するものとします。

第43条 (略)

第13章 雑則

第44条～第46条 (略)

第47条 削除

第48条 削除

(クローズドコンピュータ通信網契約者からの通知)

第49条 クローズドコンピュータ通信網契約者は、接続契約者回線について、第10条(ク
ローズドコンピュータ通信網契約申込みの方法)に規定する事項、利用休止又は利用権の譲
渡その他当社が別に定める異動があったときは、その内容について速やかに当社に通知し
ていただきます。

(注) 本条第1項に規定する当社が別に定める異動は、次のとおりとします。

- (1) 接続契約者回線に係る契約を締結している者の氏名及び住所の変更
- (2) 接続契約者回線に係る契約の解除

第50条 削除

～2022年11月30日	2022年12月1日～
<p>(1) 第三者から請求があった場合における、そのクローズドコンピュータ通信網契約者に関する情報の開示</p> <p>(2) 契約事業者の委託によりクローズドコンピュータ通信網サービスに関する業務を行う事業者へのそのクローズドコンピュータ通信網契約者に関する情報の開示</p> <p>(3) 判決、決定、命令その他の司法上または行政上の要請、要求または命令によりその情報の開示が要求された場合における、その請求元機関への開示</p> <p>3 削除</p> <p>第51条 クローズドコンピュータ通信網契約者は、協定事業者から当社に請求があったときは、当社がクローズドコンピュータ通信網契約者（その協定事業者とクローズドコンピュータ通信網サービスを利用するうえで必要な契約を締結している者に限ります。）の氏名又は住所をその協定事業者に通知する場合があることについて、同意していただきます。（協定事業者からの通知）</p> <p>第52条 クローズドコンピュータ通信網契約者は、当社が、料金又は工事に関する費用の適用にあたり必要があるときは、協定事業者から料金又は工事に関する費用を適用するために必要なクローズドコンピュータ通信網契約者の情報の通知を受けることについて、承諾していただきます。</p> <p>第53条～第57条の4 （略）</p> <p>第14章 附帯サービス (附帯サービス)</p> <p>第58条 クローズドコンピュータ通信網サービスに関する附帯サービスの取扱いについては、別記16から別記21までに定めるところによります。</p> <p>別記</p> <p>1 クローズドコンピュータ通信網サービスの提供区間 当社のクローズドコンピュータ通信網サービスは、次に掲げる区間において提供します。</p> <p>(1) 契約者回線の終端相互間</p> <p>(2) 契約者回線の終端と加入者回線の終端との間</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 契約者回線の終端と相互接続点との間</p> <p>(5) 契約者回線の終端とサービスインタワークポイント（クローズドコンピュータ通信網とUniversal Oneサービス契約約款に規定するIP伝送網又は電話等サービス契約約款に規定する総合デジタル通信網との接続点をいいます。以下同じとします。）との間</p>	<p>第51条 削除</p> <p>第52条 削除</p> <p>第53条～第57条の4 （略）</p> <p>第14章 附帯サービス (附帯サービス)</p> <p>第58条 クローズドコンピュータ通信網サービスに関する附帯サービスの取扱いについては、別記20から別記21までに定めるところによります。</p> <p>別記</p> <p>1 クローズドコンピュータ通信網サービスの提供区間 当社のクローズドコンピュータ通信網サービスは、次に掲げる区間において提供します。</p> <p>(1) 削除</p> <p>(2) 削除</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 削除</p> <p>(5) 削除</p>

～2022年11月30日	2022年12月1日～
<p>(6) 契約者回線の終端とボイスリレーポイント（シェアードゲートウェイ装置を介して接続するクローズドコンピュータ通信網相互間の接続点をいいます。以下同じとします。）との間</p> <p>(7) 加入者回線の終端相互間</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) 加入者回線の終端と相互接続点との間</p> <p>(10) 加入者回線の終端とサービスインタワークポイントとの間</p> <p>(11) 加入者回線の終端とボイスリレーポイントとの間</p> <p>(12)～(13) (略)</p> <p>(14) サービス接続点とサービスインタワークポイントとの間</p> <p>(15) サービス接続点とボイスリレーポイントとの間</p> <p>(16) 相互接続点相互間（同一の相互接続点に終始する場合があります。）</p> <p>(17) 相互接続点とサービスインタワークポイントとの間</p> <p>(18) 相互接続点とボイスリレーポイントとの間</p> <p>(19) サービスインタワークポイント相互間（同一のサービスインタワークポイントに終始する場合があります。）</p> <p>(20) サービスインタワークポイントとボイスリレーポイントとの間</p> <p>2 協定事業者及び契約事業者</p> <p>(1) DSL回線、光アクセス回線及び利用回線に係るもの</p> <div data-bbox="248 1091 1088 1166" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>東日本電信電話株式会社 西日本電信電話株式会社</p> </div> <p>3 クローズドコンピュータ通信網サービスの提供に係る当社若しくは協定事業者又は契約事業者の電気通信サービスの契約等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 他社接続契約者回線及び加入者回線に係るもの</p> <p style="margin-left: 20px;">ア DSL回線に係るもの</p> <p style="margin-left: 40px;">(ア) 東日本電信電話株式会社に係るもの</p> <p style="margin-left: 40px;">IP通信網サービス契約約款に規定するIP通信網契約であって、次に掲げる品目及び細目等に係るもの</p>	<p>(6) 削除</p> <p>(7) 削除</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) 削除</p> <p>(10) 削除</p> <p>(11) 削除</p> <p>(12)～(13) (略)</p> <p>(14) サービス接続点とサービスインタワークポイント（クローズドコンピュータ通信網とUniversal Oneサービス契約約款に規定するIP伝送網又は電話等サービス契約約款に規定する総合デジタル通信網との接続点をいいます。以下同じとします。）との間</p> <p>(15) サービス接続点とボイスリレーポイント（シェアードゲートウェイ装置を介して接続するクローズドコンピュータ通信網相互間の接続点をいいます。以下同じとします。）との間</p> <p>(16) 削除</p> <p>(17) 削除</p> <p>(18) 削除</p> <p>(19) 削除</p> <p>(20) 削除</p> <p>2 削除</p> <p>3 クローズドコンピュータ通信網サービスの提供に係る当社若しくは協定事業者又は契約事業者の電気通信サービスの契約等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 削除</p>

～2022年11月30日

2022年12月1日～

品目及び細目等

<u>メニュー 4</u>	<u>1.5Mb/s、8Mb/s、12Mb/s、40Mb/s又は47Mb/s</u>	<u>プラン 1</u>
---------------	--	--------------

備考 加入者回線については、当該電気通信事業者の契約約款及び料金表に規定する契約者回線型サービスに係るものに限ります。

(イ) 西日本電信電話株式会社に係るもの

I P通信網サービス契約約款に規定する I P通信網契約であって、次に掲げる品目及び細目等に係るもの

品目及び細目等

<u>メニュー 4</u>	<u>1.5Mb/s、8Mb/s、12Mb/s、40Mb/s又は47Mb/s</u>
---------------	--

備考 加入者回線については、当該電気通信事業者の契約約款及び料金表に規定する契約者回線型サービスに係るものに限ります。

イ 光アクセス回線に係るもの

(ア) 東日本電信電話株式会社に係るもの

I P通信網サービス契約約款に規定する I P通信網契約であって、次に掲げる品目及び細目等に係るもの

<u>項番</u>	<u>品目及び細目等</u>		
<u>EK010</u>	<u>削除</u>		
<u>EK020</u>	<u>削除</u>		
<u>EK030</u>	<u>メニュー 5 -</u>	<u>II - 1 型</u>	<u>100Mb/s</u>
	<u>1</u>		
<u>EK040</u>			<u>200Mb/s</u>
<u>EM010</u>	<u>削除</u>		
<u>EM020</u>	<u>メニュー 5 -</u>	<u>II - 1 型</u>	<u>100Mb/s</u>
	<u>2</u>		
<u>EM030</u>			<u>200Mb/s</u>

備考 料金表第 1 表（料金）に規定するカテゴリ 2 のクラス 1 については、本表に定める品目及び細目のほか、東日本電信電話株式会社の卸電気通信役務を利用する他の電気通信事業者の電気通信サービス（本表に定める品目及び細目等に相当するものに限ります。）を含むものとします。

(イ) 西日本電信電話株式会社に係るもの

～2022年11月30日

2022年12月1日～

I P通信網サービス契約約款に規定するI P通信網契約であって、次に掲げる品目及び細目等に係るもの

項番	品目及び細目等		
<u>WK010</u>	<u>削除</u>		
<u>WK020</u>	<u>メニュー5-1</u>	<u>100Mb/s</u>	<u>プラン5-1</u>
<u>WK030</u>		<u>200Mb/s</u>	
<u>WM010</u>	<u>削除</u>		
<u>WM020</u>	<u>メニュー5-2</u>	<u>100Mb/s</u>	<u>カテゴリ3-1</u>
<u>WM030</u>		<u>200Mb/s</u>	

備考 料金表第1表（料金）に規定するカテゴリ2のクラス1については、本表に定める品目及び細目のほか、西日本電信電話株式会社の卸電気通信役務を利用する他の電気通信事業者の電気通信サービス（本表に定める品目及び細目等に相当するものに限ります。）を含むものとします。

ウ 利用回線に係るもの

事業者の名称	契約の種別等	契約約款の名称
<u>東日本電信電話株式会社</u>	<u>I P通信網契約（メニュー1に係るものに限ります。）</u>	<u>I P通信網サービス契約約款</u>
<u>西日本電信電話株式会社</u>	<u>I P通信網契約（メニュー1に係るものに限ります。）</u>	<u>I P通信網サービス契約約款</u>

4～7 (略)

8 契約者回線又は加入者回線の設置場所の提供等

4～7 (略)

8 削除

～2022年11月30日

2022年12月1日～

(1) 契約者回線又は加入者回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、当社が契約者回線又は加入者回線を設置するために必要な場所は、そのクローズドコンピュータ通信網契約者（契約者回線又は加入者回線に係る者に限ります。以下8において同じとします。）から提供していただきます。

ただし、クローズドコンピュータ通信網契約者からの要請があったときは、クローズドコンピュータ通信網契約者の費用負担において、クローズドコンピュータ通信網契約者と当社が合意するところにより、当社が契約者回線の設置場所を提供することがあります。

(2) 当社がクローズドコンピュータ通信網契約に基づき設置する端末設備その他の電気通信設備に必要な電気は、クローズドコンピュータ通信網契約者から提供していただきます。

(3) 当社がクローズドコンピュータ通信網契約に基づき契約者回線又は加入者回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内で工事を行うにあたり、立会い等のその工事に必要な対応はクローズドコンピュータ通信網契約者の負担により行っていただきます。

(4) クローズドコンピュータ通信網契約者は、契約者回線又は加入者回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、当社の電気通信設備を設置するために管路等の特別な設備を使用することを希望するときは、自己の負担によりその特別な設備を設置していただきます。

9 自営端末設備の接続

(1) クローズドコンピュータ通信網契約者（契約者回線又は加入者回線に係る者に限りま
す。以下12まで同じとします。）は、その契約者回線若しくは加入者回線の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線又は加入者回線に自営端末設備を接続するときは、その接続の請求をしていただきます。この場合において、端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成16年総務省令第15号。以下「技術基準適合認定規則」をいいます。）様式第7号の表示が付されている端末機器（技術基準適合認定規則第3条で定める種類の端末機器をいいます。）、技術基準等に適合することについて事業法第86条第1項に規定する登録認定機関又は事業法第104条第2項に規定する承認認定機関の認定を受けた端末機器、又は技術基準適合認定規則様式第14号に規定する表示を付された特定端末機器（技術基準適合認定規則第3条第2項で定める端末設備の機器をいいます。）以外の自営端末設備を接続するときは、当社所定の書面によりその接続の請求をしていただきます。

(2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。

9 削除

～2022年11月30日

2022年12月1日～

- ア その接続が技術基準等に適合しないとき。
イ その接続が、事業法施行規則第31条で定める場合に該当するとき。
- (3) 当社は、(2)の請求の承諾に当たっては、次の場合を除き、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
ア 技術基準適合認定規則様式第7号または14号の表示が付されている端末機器を接続するとき。
イ 事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するとき。
- (4) (3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (5) クローズドコンピュータ通信網契約者は、工事担任者規則（昭和60年郵政省令第28号）第4条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けている者に自営端末設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督させなければなりません。
ただし、同規則第3条で定める場合は、この限りではありません。
- (6) クローズドコンピュータ通信網契約者が、その自営端末設備を変更したときについて、(1)から(5)までの規定に準じて取り扱います。
- (7) クローズドコンピュータ通信網契約者は、その契約者回線又は加入者回線に接続されている自営端末設備を取りはずしたときは、当社に通知していただきます。

10 自営端末設備に異常がある場合等の検査

- (1) 当社は、契約者回線又は加入者回線に接続されている自営端末設備に異常がある場合、その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、クローズドコンピュータ通信網契約者に、その自営端末設備の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、クローズドコンピュータ通信網契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第32条第2項で定める場合を除き、検査を受けることを承諾していただきます。
- (2) (1)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (3) (1)の検査を行った結果、自営端末設備が技術基準等に適合していると認められないときは、クローズドコンピュータ通信網契約者は、その自営端末設備を契約者回線又は加入者回線から取りはずしていただきます。

11 自営電気通信設備の接続

- (1) クローズドコンピュータ通信網契約者は、その契約者回線若しくは加入者回線の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線又は加入者回線に自営電気通信設備を接続するときは、その接続を行う場所、その自営電気通信設備を構成する機器の名称その他その請求の内容を特定するための事項を記載した当社所定の書面により、その接続の請求をしていただきます。
- (2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。

10 削除

11 削除

～2022年11月30日

2022年12月1日～

ア その接続が技術基準等に適合しないとき。
イ その接続により当社の電気通信回線設備の保持が経営上困難となることについて総務大臣の認定を受けたとき。

(3) 当社は、(2)の請求の承諾に当たっては、事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するときに除き、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。

(4) (3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。

(5) クローズドコンピュータ通信網契約者は、工事担任者規則第4条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けている者に自営電気通信設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督させなければなりません。

ただし、同規則第3条で定める場合は、この限りではありません。

(6) クローズドコンピュータ通信網契約者が、その自営電気通信設備を変更したときについても、(1)から(5)までの規定に準じて取り扱います。

(7) クローズドコンピュータ通信網契約者は、その契約者回線又は加入者回線に接続されている自営電気通信設備を取りはずしたときは、当社に通知していただきます。

12 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査

契約者回線又は加入者回線に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、別記10（自営端末設備に異常がある場合等の検査）の規定に準じて取り扱います。

13～15 （略）

16 加入者回線に係る端末設備の提供

(1) 当社は、クローズドコンピュータ通信網契約者（料金表第1表（料金）に定めるカテゴリ3（クラス2のタイプ1に係るものに限り、以下16において同じとします。）から請求があったときは、そのクローズドコンピュータ通信網サービスに係る端末設備を提供します。この場合、クローズドコンピュータ通信網契約者は料金表第3表（附帯サービスに関する料金）に規定する料金の支払いを要します。

(2) 当社は、クローズドコンピュータ通信網契約者から請求があったときは、端末設備の設置若しくは移転又はその他の変更に係る工事を行います。この場合、クローズドコンピュータ通信網契約者は、料金表第3表に規定する料金の支払いを要します。

(3) 端末設備を設置するために必要な場所は、クローズドコンピュータ通信網契約者から提供していただきます。

(4) 端末設備に必要な電気は、クローズドコンピュータ通信網契約者から提供していただきます。

(5) クローズドコンピュータ通信網契約者が端末設備を使用することができなくなったときは、当社に修理の請求をしていただきます。

12 削除

13～15 （略）

16 削除

～2022年11月30日

2022年12月1日～

(6) 当社は、クローズドコンピュータ通信網サービスを全く利用できない状態が生じた場合に限り、そのクローズドコンピュータ通信網サービスにおいて使用される端末設備に係る料金の支払い及び損害賠償について、そのクローズドコンピュータ通信網サービスの場合に準じて取り扱います。

(7) クローズドコンピュータ通信網契約者は、当社が提供した端末設備を善良な管理者の注意をもって保管していただきます。

(8) クローズドコンピュータ通信網契約者は、(7)の規定に違反して端末設備を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

(9) クローズドコンピュータ通信網契約者は、当社が設置した端末設備について、端末設備の廃止、クローズドコンピュータ通信網契約の解除、クローズドコンピュータ通信網サービスの一部若しくは全部の廃止又はその他の事由により、その端末設備を使用する権利を失ったときは、その端末設備をクローズドコンピュータ通信網契約者の費用負担により原状に復したうえで、当社が指定する期日までに当社が指定する方法によりクローズドコンピュータ通信網サービス取扱所へ返還していただきます。

(10) クローズドコンピュータ通信網契約者は、(9)の規定による端末設備の返還が遅延したとき(当社の責めに帰すべき事由による場合を除きます。)は、当社が別に算定する金額を支払っていただきます。

(11) クローズドコンピュータ通信網契約者は、(9)の規定による端末設備の返還に関し、当社がその端末設備をその所在場所から撤去又は回収するときは、その撤去又は回収に協力するものとし、これを妨害し、又は拒んだりしないものとします。

(12) 当社は、(9)の規定による端末設備の返還に際して、クローズドコンピュータ通信網契約者がその端末設備以外の物品等を同梱した場合、その物品等の所有者がその所有権を放棄したものとみなし、その物品等を任意に処分できるものとします。

17 クローズドコンピュータ通信網サービスに係るコネクティビティの提供等

(1) 当社は、クローズドコンピュータ通信網契約者(料金表第1表(料金)に定めるカテゴリ3のクラス1のタイプ4に係る者に限ります。以下3において同じとします。)から請求があったときは、そのクローズドコンピュータ通信網サービスに係るコネクティビティ(クローズドコンピュータ通信網サービス取扱所内におけるクローズドコンピュータ通信網サービスに係る電気通信回線の終端と当社の施設又は当社が指定する施設に設置されるクローズドコンピュータ通信網契約者の設備との間に設置するケーブル等をいいます。以下同じとします。)を提供します。この場合、クローズドコンピュータ通信網契約者は、料金表第3表(附帯サービスに関する料金)に規定する料金の支払いを要します。

17 削除

～2022年11月30日

2022年12月1日～

- (2) 当社は、クローズドコンピュータ通信網契約者から請求があったときは、コネクティビティの設置又はその他の変更に係る工事を行います。この場合、クローズドコンピュータ通信網契約者は、料金表第3表に規定する工事費の支払いを要します。
- (3) コネクティビティを設置するために必要な場所は、クローズドコンピュータ通信網契約者から提供していただきます。
- (4) コネクティビティに必要な電気は、クローズドコンピュータ通信網契約者から提供していただきます。
- (5) クローズドコンピュータ通信網契約者がコネクティビティを使用することができなくなったときは、当社に修理の請求をしていただきます。
- (6) 当社は、クローズドコンピュータ通信網サービスを全く利用できない状態が生じた場合に限り、そのクローズドコンピュータ通信網サービスにおいて使用されるコネクティビティに係る料金の支払い及び損害賠償について、そのクローズドコンピュータ通信網サービスの場合に準じて取り扱います。
- (7) クローズドコンピュータ通信網契約者は、当社が設置したコネクティビティを善良な管理者の注意をもって使用していただきます。
- (8) クローズドコンピュータ通信網契約者は、(7)の規定に違反してコネクティビティを亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。
- (9) クローズドコンピュータ通信網契約者は、当社が設置したコネクティビティについて、コネクティビティの廃止、クローズドコンピュータ通信網契約の解除、クローズドコンピュータ通信網サービスの一部若しくは全部の廃止又はその他の事由により、そのコネクティビティを使用する権利を失ったときは、そのコネクティビティをクローズドコンピュータ通信網契約者の費用負担により原状に復したうえで、当社が指定する期日までに当社が指定する方法によりクローズドコンピュータ通信網サービス取扱所へ返還していただきます。
- (10) クローズドコンピュータ通信網契約者は、(9)の規定によるコネクティビティの返還が遅延したとき(当社の責めに帰すべき事由による場合を除きます。)は、当社が別に算定する金額を支払っていただきます。
- (11) クローズドコンピュータ通信網契約者は、(9)の規定によるコネクティビティの返還に関し、当社がそのコネクティビティをその所在場所から撤去又は回収するときは、その撤去又は回収に協力するものとし、これを妨害し、又は拒んだりしないものとします。

～2022年11月30日

2022年12月1日～

(12) 当社は、(9)の規定によるコネクティビティの返還に際して、クローズドコンピュータ通信網契約者がそのコネクティビティ以外の物品等を同梱した場合、その物品等の所有者がその所有権を放棄したものとみなし、その物品等を任意に処分できるものとし
ます。

18 クローズドコンピュータ通信網サービスに係る屋内配線の提供等

(1) 当社は、クローズドコンピュータ通信網契約者（料金表第1表（料金）に定めるカテゴリー3（クラス2のタイプ1に係るものに限り）に係る者に限り）以下18
において同じとします。）から請求があったときは、そのクローズドコンピュータ通信
網サービスに係る屋内配線を提供します。この場合、クローズドコンピュータ通信網
契約者は、料金表第3表（附帯サービスに関する料金）に規定する料金の支払いを要しま
す。

(2) 当社は、クローズドコンピュータ通信網契約者から請求があったときは、屋内配線の
設置又はその他の変更に係る工事を行います。この場合、クローズドコンピュータ通信
網契約者は、料金表第3表に規定する工事費の支払いを要します。

(3) 屋内配線を設置するために必要な場所は、クローズドコンピュータ通信網契約者から
提供していただきます。

(4) クローズドコンピュータ通信網契約者が屋内配線を使用することができなくなった
ときは、当社に修理の請求をしていただきます。

(5) 当社は、クローズドコンピュータ通信網サービスを全く利用できない状態が生じた場
合に限り、そのクローズドコンピュータ通信網サービスにおいて使用される屋内配線に
係る料金の支払い及び損害賠償について、そのクローズドコンピュータ通信網サービス
の場合に準じて取り扱います。

(6) クローズドコンピュータ通信網契約者は、当社が設置した屋内配線を善良な管理者の
注意をもって使用していただきます。

(7) クローズドコンピュータ通信網契約者は、(6)の規定に違反して屋内配線を亡失し、
又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要
な費用を支払っていただきます。

(8) クローズドコンピュータ通信網契約者は、当社が設置した屋内配線について、屋内配
線の廃止、クローズドコンピュータ通信網契約の解除、クローズドコンピュータ通信網
サービスの一部若しくは全部の廃止又はその他の事由により、その屋内配線を使用する
権利を失ったときは、その屋内配線をクローズドコンピュータ通信網契約者の費用負担
により原状に復したうえで、当社が指定する期日までに当社が指定する方法によりク
ローズドコンピュータ通信網サービス取扱所へ返還していただきます。

18 削除

～2022年11月30日

2022年12月1日～

(9) クローズドコンピュータ通信網契約者は、(8)の規定による屋内配線の返還が遅延したとき(当社の責めに帰すべき事由による場合を除きます。)は、当社が別に算定する金額を支払っていただきます。

(10) クローズドコンピュータ通信網契約者は、(8)の規定による屋内配線の返還に関し、当社がその屋内配線をその所在場所から撤去又は回収するときは、その撤去又は回収に協力するものとし、これを妨害し、又は拒んだりしないものとします。

(11) 当社は、(8)の規定による屋内配線の返還に際して、クローズドコンピュータ通信網契約者がその屋内配線以外の物品等を同梱した場合、その物品等の所有者がその所有権を放棄したものとみなし、その物品等を任意に処分できるものとします。

19 保守一元サービスの提供等

(1) 当社は、クローズドコンピュータ通信網契約者(料金表第1表(料金)に定めるカテゴリ3(クラス1に係るものに限ります。))に係る者に限ります。以下19において同じとします。)から請求があったときは、その契約に係る協定事業者の提供するDSL回線(別記3に規定する他社接続契約者回線に係るものに限ります。以下19において同じとします。)又は光アクセス回線(別記3に規定する他社接続契約者回線(東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社の卸電気通信役務を利用する他の電気通信事業者の電気通信サービスに係るものを除きます。))に係るものに限ります。以下19において同じとします。)の故障等に係る保守一元サービス(クローズドコンピュータ通信網契約者が協定事業者へ修理の請求等を行うものを当社が一元的に取次ぎ、代行して行うものをいいます。)を提供します。この場合、クローズドコンピュータ通信網契約者は料金表第3表(附帯サービスに関する料金)に規定する料金の支払いを要します。

(2) 協定事業者の提供するDSL回線又は光アクセス回線の修理、復旧の対応時間は、クローズドコンピュータ通信網契約者と協定事業者との契約(通信又は保守の態様による細目)によります。

20 利用権に関する事項の証明

(1) 当社は、利害関係人から請求があったときは、利用権に関する次の事項を、当社の帳簿(電磁的記録により調整したものを含みます。)に基づき証明します。

ただし、証明の請求があった事項が過去のものであるときは、証明できないことがあります。

ア～イ (略)

ウ 加入者回線の終端のある場所

エ～キ (略)

(2) (略)

21～23 (略)

19 削除

20 利用権に関する事項の証明

(1) 当社は、利害関係人から請求があったときは、利用権に関する次の事項を、当社の帳簿(電磁的記録により調整したものを含みます。)に基づき証明します。

ただし、証明の請求があった事項が過去のものであるときは、証明できないことがあります。

ア～イ (略)

ウ 削除

エ～キ (略)

(2) (略)

21～23 (略)

～2022年11月30日

2022年12月1日～

料金表

通則

- 1 (略)
- 2 当社は、次の場合が生じたときは、定額利用料等をその利用日数に応じて日割します。
 - (1) 料金月の初日以外の日にクローズドコンピュータ通信網サービスの提供の開始 ([端末設備についてはその提供の開始](#)) があったとき。
 - (2) 料金月の初日以外の日に契約の解除 ([端末設備についてはその廃止](#)) があったとき。
 - (3) 料金月の初日にクローズドコンピュータ通信網サービスの提供の開始 ([端末設備についてはその提供の開始](#)) を行い、その日にその契約の解除 ([端末設備についてはその廃止](#)) があったとき。
 - (4)～(6) (略)
- 3～13 (略)

第1表 料金（付帯サービスの料金を除きます。）

第1 利用料金

1 適用

区 分	内 容						
(1) 種別に係る料金の適用	<p>当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり種別を定めます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>カテゴリー2</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>カテゴリー3</td> <td> <p>次の(1)から(3)までに掲げるものから構成されるグループを利用するものであって、CCNグループ識別共通符号又は当社が付与するIPアドレスによりカテゴリー3に係るCCNグループ内の通信を行うもの</p> <p>(1) 他社接続契約者回線（DSL回線又は光アクセス回線に係るものに限ります。）</p> <p>(2) 加入者回線</p> <p>(3) 契約者回線</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 (略)</p>	種 別	内 容	カテゴリー2	(略)	カテゴリー3	<p>次の(1)から(3)までに掲げるものから構成されるグループを利用するものであって、CCNグループ識別共通符号又は当社が付与するIPアドレスによりカテゴリー3に係るCCNグループ内の通信を行うもの</p> <p>(1) 他社接続契約者回線（DSL回線又は光アクセス回線に係るものに限ります。）</p> <p>(2) 加入者回線</p> <p>(3) 契約者回線</p>
種 別	内 容						
カテゴリー2	(略)						
カテゴリー3	<p>次の(1)から(3)までに掲げるものから構成されるグループを利用するものであって、CCNグループ識別共通符号又は当社が付与するIPアドレスによりカテゴリー3に係るCCNグループ内の通信を行うもの</p> <p>(1) 他社接続契約者回線（DSL回線又は光アクセス回線に係るものに限ります。）</p> <p>(2) 加入者回線</p> <p>(3) 契約者回線</p>						

料金表

通則

- 1 (略)
- 2 当社は、次の場合が生じたときは、定額利用料等をその利用日数に応じて日割します。
 - (1) 料金月の初日以外の日にクローズドコンピュータ通信網サービスの提供の開始があったとき。
 - (2) 料金月の初日以外の日に契約の解除があったとき。
 - (3) 料金月の初日にクローズドコンピュータ通信網サービスの提供の開始を行い、その日にその契約の解除があったとき。
 - (4)～(6) (略)
- 3～13 (略)

第1表 料金（付帯サービスの料金を除きます。）

第1 利用料金

1 適用

区 分	内 容				
(1) 種別に係る料金の適用	<p>当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり種別を定めます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>カテゴリー2</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 (略)</p>	種 別	内 容	カテゴリー2	(略)
種 別	内 容				
カテゴリー2	(略)				

～2022年11月30日

2022年12月1日～

(2) 品目に係る
料金の適用

ア 削除

イ 当社は、カテゴリー3（クラス2に係るものに限ります。）
に係る料金額を適用するにあたって、次表のとおり品目を定め
ます。

(ア) D S L回線に係るもの

<u>品目</u>	<u>内 容</u>
<u>1.5Mb/s</u>	<u>D S L回線の終端への伝送方向については最 大1.536Mbit/sまで、他の伝送方向につい ては最大512Kbit/sまでの符号伝送が可能 な もの</u>
<u>8 Mb/s</u>	<u>D S L回線の終端への伝送方向については最 大概ね8 Mbit/sまで、他の伝送方向につい ては最大概ね1 Mbit/sまでの符号伝送が可 能な もの</u>
<u>12Mb/s</u>	<u>D S L回線の終端への伝送方向については最 大概ね12Mbit/sまで、他の伝送方向につい ては最大概ね1 Mbit/sまでの符号伝送が可 能な もの</u>
<u>24Mb/s</u>	<u>D S L回線の終端への伝送方向については最 大概ね24Mbit/sまで、他の伝送方向につい ては最大概ね1 Mbit/sまでの符号伝送が可 能な もの</u>
<u>40Mb/s</u>	<u>D S L回線の終端への伝送方向については最 大概ね40Mbit/sまで、他の伝送方向につい ては最大概ね1 Mbit/sまでの符号伝送が可 能な もの</u>
<u>47Mb/s</u>	<u>D S L回線の終端への伝送方向については最 大概ね47Mbit/sまで、他の伝送方向につい ては最大概ね5 Mbit/sまでの符号伝送が可 能な もの</u>

備考

(2) 削除

削除

～2022年11月30日

2022年12月1日～

1 24Mb/s品目のものは、加入者回線が西日本電信電話株式会社に係るものに限り提供します。

2 削除

(イ) 光アクセス回線に係るもの

品目	内 容
<u>100 Mb/s</u>	<u>最大100Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの</u>
<u>備考</u>	<u>削除</u>

ウ 当社は、カテゴリー3（クラス1のタイプ4又はタイプ6に係るものに限りま

品目	内 容
<u>10Mb/s から 20Mb/s ごとに 70Mb/s まで 及び 100Mb/s の 品目</u>	<u>料金表別表に規定する伝送速度までの符号伝送が可能なもの</u>
<u>備考</u>	<u>加入者回線インタフェースは、100BASE-TXに限り提供します。</u>

(3) 細目に係る
料金の適用

ア (略)

イ 当社は、カテゴリー3に係る料金額を適用するにあたって、次表のとおり通信又は保守の態様による細目を定めます。

(ア) 接続形態による区別

区 別	内 容
<u>クラス1</u>	<u>別記3に規定する協定事業者のDSL回線又は光アクセス回線と接続して提供するものであってクラス2以外のもの</u>
<u>クラス2</u>	<u>加入者回線と接続して提供するもの</u>

(3) 細目に係る
料金の適用

ア (略)

イ 削除

～2022年11月30日

2022年12月1日～

備考

- 1 当社は、カテゴリ3におけるその他の技術的な提供条件等について、クローズドコンピュータ通信網契約の申込みをする者及びクローズドコンピュータ通信網契約者に開示します。
- 2 クローズドコンピュータ通信網契約者は、当社が開示した技術的な提供条件等を遵守するものとします。

(イ) アクセス回線による区別

A クラス1に係るもの

<u>区 別</u>	<u>内 容</u>
<u>タイプ1</u>	<u>利用回線を利用するもの</u>
<u>タイプ2</u>	<u>別記3に定めるDSL回線を利用するもの</u>
<u>タイプ3</u>	<u>タイプNと同じ光アクセス回線を利用するものであって、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社の契約約款及び料金表に規定するメニュー5-1又はメニュー5-2（いずれもサービス提供を終了したものに限りです。）からの移行に係るもの</u>
<u>タイプ4</u>	<u>契約者回線と接続して提供するもの</u>
<u>タイプ6</u>	<u>加入者回線（契約事業者に係るものを除きます。）と接続して提供するもの</u>
<u>タイプN</u>	<u>別記3のEK030、EK040、EM020、EM030、WK020、WK030、WM020又はWM030に係る光アクセス回線を利用するもの</u>

B クラス2に係るもの

<u>区 別</u>	<u>内 容</u>
<u>タイプ1</u>	<u>別記3に定めるDSL回線を利用するもの</u>

～2022年11月30日

2022年12月1日～

<u>タイプ2</u>	<u>タイプNと同じ光アクセス回線を利用するものであって、東日本電信電話株式会社の契約約款及び料金表に規定するメニュー5-1（サービス提供を終了したものに限ります。）からの移行に係るもの</u>
<u>タイプN</u>	<u>別記3のEK030、EK040、WK020又はWK030に係る光アクセス回線を利用するもの</u>
<u>備考 この約款に定めのない、クラス2の加入者回線に係る提供条件は、別記3に定める契約事業者の契約約款（料金表の規定に係るものに限ります。）に準ずるものとします。</u>	

ウ 当社は、カテゴリ-3（クラス2に係るものに限ります。）に係る料金額を適用するにあたって、次表のとおり保守の態様による細目を定めます。

<u>区 別</u>	<u>内 容</u>
<u>保守メニュー1</u>	<u>午前9時から午後5時までの時間帯以外の時刻に、そのクローズドコンピュータ通信網契約に係る修理又は復旧の請求を受け付けたときに、午前9時から午後5時までの時間帯（その受け付けた時刻以後の直近のものとします。）においてその修理又は復旧を行うもの</u>
<u>保守メニュー2</u>	<u>保守メニュー1以外のもの</u>

備考 クローズドコンピュータ通信網契約者は、そのクローズドコンピュータ通信網契約について、同一月において複数回の通信又は保守の態様による細目の変更（その通信又は保守の態様による細目の変更と同時に品目の変更を行う場合を除きます。）の請求を行うことはできません。

(4)～(5) (略)

(略)

ウ 削除

(4)～(5) (略)

(略)

～2022年11月30日		2022年12月1日～	
(6) 定額利用料の適用	<p>クローズドコンピュータ通信網サービスの定額利用料は、次のとおりとします。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>カテゴリー3の場合</u> <u>(ア) クラス1の場合</u> <u>CCNグループ回線における1の利用回線、他社接続契約者回線(DSL回線、光アクセス回線に係るものに限ります。)、加入者回線(加入者回線に係るものを除きます。)</u> <u>又は契約者回線ごとに基本額を適用します。</u></p> <p><u>(イ) クラス2の場合</u> <u>CCNグループ回線における1の加入者回線ごとに基本額を適用します。</u></p>	(6) 定額利用料の適用	<p>クローズドコンピュータ通信網サービスの定額利用料は、次のとおりとします。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>削除</u></p>
(7) <u>利用料金の適用除外</u>	<p><u>クローズドコンピュータ通信網サービス(カテゴリー3(クラス2のタイプ1に係るものに限ります。))に係るものに限ります。以下、この欄において同じとします。)の提供の開始、加入者回線の移転又は品目の変更により、リンク未確立状態となった場合(そのことを当社が確認できる場合に限ります。)であって、そのクローズドコンピュータ通信網サービスの提供の開始、加入者回線の移転又は品目の変更の日の翌日から起算して20日以内に、クローズドコンピュータ通信網契約者からその旨の申出があり、そのクローズドコンピュータ通信網契約の解除、加入者回線の移転又は品目の変更の請求が行われた場合は、料金表第1表(料金)の規定にかかわらず、リンク未確立状態の期間に係る利用料金は適用しません。</u></p>	(7) <u>削除</u>	<u>削除</u>
(8) <u>最低利用期間内に契約の解除等があった場合の料金の適用</u>	<p><u>ア クローズドコンピュータ通信網サービス(カテゴリー3(クラス1のタイプ4又はタイプ6に係るものを除きます。))に係るものに限ります。)に係る最低利用期間は、第12条(最低利用期間)にかかわらず1か月とします。</u></p>	(8) <u>削除</u>	<u>削除</u>

～2022年11月30日

2022年12月1日～

イ クローズドコンピュータ通信網契約者は、最低利用期間内にクローズドコンピュータ通信網契約（カテゴリー2のクラス2のタイプ6に係るものを除きます。）の解除があった場合は、第33条（利用料金等の支払義務）及び料金表通則の規定にかかわらず、残余の期間（クローズドコンピュータ通信網契約の解除があった日の翌日から起算して最低利用期間の満了日までとします。）に対応する定額利用料に相当する額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。

ウ クローズドコンピュータ通信網契約者は、最低利用期間内にクローズドコンピュータ通信網サービスの品目等の変更があった場合は、その品目等の変更について変更前の定額利用料の額から変更後の定額利用料の額を控除し、残額があるときは、その残額に残余の期間（品目等の変更のあった日の翌日から起算して最低利用期間の満了日までとします。）を乗じて得た額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。

2 料金額

2-1 定額利用料

(1) 基本額

ア カテゴリー2のもの

(ア) 削除

(イ) 削除

(ウ) 削除

(エ) 削除

イ カテゴリー3のもの

(ア) クラス1のもの

1 契約ごとに月額

<u>区 分</u>		<u>料 金 額</u>
<u>タイプ1</u>		<u>9,800円 (10,780円)</u>
<u>タイプ2</u>		<u>9,800円 (10,780円)</u>
<u>タイプ3</u>		<u>16,000円 (17,600円)</u>
<u>タイプ4</u>	<u>10Mb/sのもの</u>	<u>通常契約のもの</u>
		<u>二重化付加契約のもの</u>
		<u>96,000円 (105,600円)</u>
		<u>32,000円 (35,200円)</u>

2 料金額

2-1 削除

～2022年11月30日

2022年12月1日～

	<u>30Mb/sのもの</u>	<u>通常契約のもの</u>	<u>150,000円(165,000円)</u>
		<u>二重化付加契約のもの</u>	<u>50,000円 (55,000円)</u>
	<u>50Mb/sのもの</u>	<u>通常契約のもの</u>	<u>250,000円(275,000円)</u>
		<u>二重化付加契約のもの</u>	<u>83,000円 (91,300円)</u>
	<u>70Mb/sのもの</u>	<u>通常契約のもの</u>	<u>350,000円(385,000円)</u>
		<u>二重化付加契約のもの</u>	<u>116,000円(127,600円)</u>
	<u>100Mb/sのもの</u>	<u>通常契約のもの</u>	<u>500,000円(550,000円)</u>
		<u>二重化付加契約のもの</u>	<u>166,000円(182,600円)</u>
<u>タイプ 6</u>	<u>10Mb/sのもの</u>	<u>通常契約のもの</u>	<u>211,000円(232,100円)</u>
		<u>二重化付加契約のもの</u>	<u>147,000円(161,700円)</u>
	<u>30Mb/sのもの</u>	<u>通常契約のもの</u>	<u>308,000円(338,800円)</u>
		<u>二重化付加契約のもの</u>	<u>208,000円(228,800円)</u>
	<u>50Mb/sのもの</u>	<u>通常契約のもの</u>	<u>447,000円(491,700円)</u>
		<u>二重化付加契約のもの</u>	<u>280,000円(308,000円)</u>
	<u>70Mb/sのもの</u>	<u>通常契約のもの</u>	<u>575,000円(632,500円)</u>
		<u>二重化付加契約のもの</u>	<u>341,000円(375,100円)</u>
	<u>100Mb/sのもの</u>	<u>通常契約のもの</u>	<u>750,000円(825,000円)</u>
		<u>二重化付加契約のもの</u>	<u>416,000円(457,600円)</u>
<u>タイプ N</u>			<u>16,000円 (17,600円)</u>

(イ) クラス2のもの

A タイプ1のもの

a 東日本電信電話株式会社に係るもの

1 契約ごとに月額

<u>区 分</u>	<u>料 金 額</u>
<u>1.5Mb/sのもの</u>	<u>15,850円 (17,435円)</u>
<u>8 Mb/sのもの</u>	<u>16,050円 (17,655円)</u>
<u>12Mb/sのもの</u>	<u>16,150円 (17,765円)</u>
<u>40Mb/sのもの</u>	<u>16,250円 (17,875円)</u>
<u>47Mb/sのもの</u>	<u>16,350円 (17,985円)</u>

b 西日本電信電話株式会社に係るもの

1 契約ごとに月額

～2022年11月30日

2022年12月1日～

<u>区 分</u>	<u>料 金 額</u>
<u>1.5Mb/sのもの</u>	<u>15,850円 (17,435円)</u>
<u>8 Mb/sのもの</u>	<u>16,050円 (17,655円)</u>
<u>12Mb/sのもの</u>	<u>16,150円 (17,765円)</u>
<u>24Mb/sのもの</u>	<u>16,220円 (17,842円)</u>
<u>40Mb/sのもの</u>	<u>16,250円 (17,875円)</u>
<u>47Mb/sのもの</u>	<u>16,250円 (17,875円)</u>

B タイプ2のもの

東日本電信電話株式会社に係るもの

1 契約ごとに月額

<u>区 分</u>	<u>料 金 額</u>
<u>100Mb/sのもの</u>	<u>21,600円 (23,760円)</u>

C 削除

D タイプNのもの

a 東日本電信電話株式会社に係るもの

1 契約ごとに月額

<u>区 分</u>	<u>料 金 額</u>
<u>100Mb/sのもの</u>	<u>21,600円 (23,760円)</u>

b 西日本電信電話株式会社に係るもの

1 契約ごとに月額

<u>区 分</u>	<u>料 金 額</u>
<u>100Mb/sのもの</u>	<u>21,800円 (23,980円)</u>

(2) 加算額

保守メニュー2のものに係る加算額

ア 削除

イ カテゴリー3のクラス2のもの

(ア) 東日本電信電話株式会社に係るもの

1の加入者回線ごとに月額

<u>区 分</u>	<u>料 金 額</u>

～2022年11月30日

2022年12月1日～

<u>タイプ1に係るもの</u>	<u>2,500円 (2,750円)</u>
<u>タイプ2に係るもの</u>	<u>2,500円 (2,750円)</u>
<u>タイプNに係るもの</u>	<u>2,500円 (2,750円)</u>

(イ) 西日本電信電話株式会社に係るもの

1の加入者回線ごとに月額

<u>区 分</u>	<u>料 金 額</u>
<u>タイプ1に係るもの</u>	<u>2,500円 (2,750円)</u>
<u>タイプNに係るもの</u>	<u>2,500円 (2,750円)</u>

2-2 削除

第2 使用料

1 クローズドコンピュータ通信網契約に係るもの

1-1 適用

<u>区 分</u>	<u>内 容</u>
<u>(1) 回線終端装置使用料の適用</u>	<u>回線終端装置使用料は、1の加入者回線（光アクセス回線に係るものを除きます。）に係るものに限り、</u> ごとに適用します。
<u>(2) 屋内配線使用料の適用</u>	<u>屋内配線使用料は、加入者回線（光アクセス回線に係るものに限り、）の終端からジャック又はローゼット（ジャック又はローゼットが設置されていない場合には宅内機器とします。以下この欄において同じとします。）ごとに適用します。</u>

1-2 料金額

1-2-1 回線終端装置使用料

1装置ごとに月額

<u>料 金 種 別</u>	<u>料 金 額</u>
<u>基本料</u>	<u>900円 (990円)</u>
<u>保守メニュー2に係る加算料</u>	<u>500円 (550円)</u>

1-2-2 屋内配線使用料

<u>単 位</u>	<u>料 金 額</u>
------------	--------------

2-2 削除

第2 削除

～2022年11月30日

2022年12月1日～

1の加入者回線ごとに月額 200円 (220円)

備考 屋内配線使用料は、次に掲げるクローズドコンピュータ通信網契約に係る加入者回線に適用します。
(1) 削除
(2) カテゴリー3のクラス2 (タイプ2又はタイプNに係るものに限ります。)に係るもの

第3 (略)

第2表 工事に関する費用 (工事費 (附带サービスの工事費を除きます。))

1 適用

区 分	内 容						
(1) 工事費の算定	工事費は、施工した工事に係るネットワーク工事費、 <u>アクセス回線工事費、回線調整工事費、配線経路調査工事費、配線経路構築工事費、結果報告工事費、訪問時刻指定工事費</u> 及び開通サポート工事費を合計して算定します。						
(2) ネットワーク工事費及び回線調整工事費の適用	ネットワーク工事費及び回線調整工事費は、次の場合に適用します。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>ネットワーク工事費等の適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>イ <u>回線調整工事費</u></td> <td><u>クローズドコンピュータ通信網契約 (カテゴリー3のクラス2のタイプ1に係るものに限ります。)に係る加入者回線について、回線調整 (回線収容替え、ブリッジタップはずし (加入者回線に係る伝送路設備が分岐している状態を、分岐していない状態にすることをいいます。以下、同じとします。)又は保安器の変更等を行なうことをいいます。以下、同じとします。)を行なった場合に適用します。</u></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	ネットワーク工事費等の適用	ア (略)	(略)	イ <u>回線調整工事費</u>	<u>クローズドコンピュータ通信網契約 (カテゴリー3のクラス2のタイプ1に係るものに限ります。)に係る加入者回線について、回線調整 (回線収容替え、ブリッジタップはずし (加入者回線に係る伝送路設備が分岐している状態を、分岐していない状態にすることをいいます。以下、同じとします。)又は保安器の変更等を行なうことをいいます。以下、同じとします。)を行なった場合に適用します。</u>
区 分	ネットワーク工事費等の適用						
ア (略)	(略)						
イ <u>回線調整工事費</u>	<u>クローズドコンピュータ通信網契約 (カテゴリー3のクラス2のタイプ1に係るものに限ります。)に係る加入者回線について、回線調整 (回線収容替え、ブリッジタップはずし (加入者回線に係る伝送路設備が分岐している状態を、分岐していない状態にすることをいいます。以下、同じとします。)又は保安器の変更等を行なうことをいいます。以下、同じとします。)を行なった場合に適用します。</u>						

第3 (略)

第2表 工事に関する費用 (工事費 (附带サービスの工事費を除きます。))

1 適用

区 分	内 容				
(1) 工事費の算定	工事費は、施工した工事に係るネットワーク工事費及び開通サポート工事費を合計して算定します。				
(2) ネットワーク工事費の適用	ネットワーク工事費は、次の場合に適用します。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>ネットワーク工事費の適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア (略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	ネットワーク工事費の適用	ア (略)	(略)
区 分	ネットワーク工事費の適用				
ア (略)	(略)				

～2022年11月30日		2022年12月1日～	
(3) <u>アクセス回線工事費の適用</u>	<p><u>ア アクセス回線工事費は、加入者回線及び契約者回線に係る工事を要する場合に適用します。</u></p> <p><u>イ クローズドコンピュータ通信網契約者は、午後5時から午前8時までの時間帯に次の工事を行ってほしい旨の申出を行う場合は、(11)欄に規定する訪問時刻指定工事の希望の有無にかかわらず、対象となる契約者回線等に係る工事に加えて、訪問時刻指定工事の申込みを要します。</u></p> <p><u>(ア) 削除</u></p> <p><u>(イ) 削除</u></p> <p><u>(ウ) カテゴリー3のクラス2（タイプ1に係るものを除きます。）に係る加入者回線の工事</u></p>	(3) <u>削除</u>	<u>削除</u>
(4) <u>品目等の変更の場合の工事費の適用</u>	<p><u>ア (略)</u></p> <p><u>イ アクセス回線二重化の利用若しくは接続契約者回線等の接続の変更又は移転の場合の工事費は、変更後のアクセス回線二重化の利用若しくは接続契約者回線等の接続に関する工事又は移転先の取付けに関する工事に適用します。</u></p>	(4) <u>品目等の変更の場合の工事費の適用</u>	<p><u>ア (略)</u></p> <p><u>イ 接続契約者回線の接続の変更又は移転の場合の工事費は、変更後の接続契約者回線の接続に関する工事又は移転先の取付けに関する工事に適用します。</u></p>
(5) <u>別棟配線の場合のアクセス回線工事費の適用</u>	<p><u>別棟との間の配線工事を行った場合のアクセス回線工事費の額については、2（工事費の額）の規定にかかわらず、別に算定する実費とします。</u></p>	(5) <u>削除</u>	<u>削除</u>
(6) <u>配線経路調査工事費の適用</u>	<p><u>当社は、クローズドコンピュータ通信網サービス（カテゴリー3に係るものであって、加入者回線が光アクセス回線に係るものに限り、）について、次のとおり、配線経路の調査に係る配線経路調査工事費を適用します。</u></p> <p><u>ア 配線経路調査工事とは、クローズドコンピュータ通信網契約者から、配線経路調査工事費を支払うことを条件として、加入者回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において配線経路の調査を行ってほしい旨の申出があった場合に、当社がその調査を行うことをいいます。</u></p> <p><u>イ 当社は、クローズドコンピュータ通信網契約者から配線経路調査工事の申出があった場合は、当社のクローズドコンピュータ通信網サービスに係る業務の遂行上支障がないときに限り、配線経路調査工事を行います。</u></p>	(6) <u>削除</u>	<u>削除</u>

～2022年11月30日		2022年12月1日～	
	<p><u>ウ クローズドコンピュータ通信網契約者は、次の場合に、配線経路調査工事費の支払いを要します。</u></p> <p><u>(ア) 当社が配線経路調査工事を行ったとき。</u></p> <p><u>(イ) 当社が配線経路調査工事を行う当日にクローズドコンピュータ通信網契約者の責めに帰すべき理由によりその調査を行えなかったとき。</u></p> <p><u>エ ウの規定にかかわらず、クローズドコンピュータ通信網契約者は、当社の責めに帰すべき理由により配線経路調査工事が完了しなかった場合は、配線経路調査工事費の支払いを要しません。</u></p> <p><u>オ ウ及びエのほか、当社は、配線経路調査工事に係る当社の準備等に要した費用を請求することがあります。</u></p>		
(7) <u>配線経路構築工事費</u>	<p><u>当社は、クローズドコンピュータ通信網サービス（カテゴリー3に係るものであって、加入者回線が光アクセス回線に係るものに限ります。）について、次のとおり、配線経路の構築に係る配線経路構築工事費を適用します。</u></p> <p><u>ア 配線経路構築工事とは、クローズドコンピュータ通信網契約者から、加入者回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において配線経路の構築を行ってほしい旨の申出があった場合に、当社がその構築を行うことをいいます。</u></p> <p><u>イ 当社は、クローズドコンピュータ通信網契約者から配線経路構築工事の申出があった場合は、当社がその配線経路の構築を必要と認める場合であって、当社のクローズドコンピュータ通信網サービスに係る業務の遂行上支障がないときに限り、配線経路構築工事を行います。</u></p> <p><u>ウ クローズドコンピュータ通信網契約者は、次の場合に、配線経路構築工事費の支払いを要します。</u></p> <p><u>(ア) 当社が配線経路構築工事を行ったとき。</u></p> <p><u>(イ) 当社が配線経路構築工事を行う当日にクローズドコンピュータ通信網の責めに帰すべき理由によりその構築を行えなかったとき。</u></p>	(7) <u>削除</u>	<u>削除</u>

～2022年11月30日		2022年12月1日～	
	<p><u>エ</u> <u>ウの規定にかかわらず、クローズドコンピュータ通信網契約者は、当社の責めに帰すべき理由により配線経路構築工事が完了しなかった場合は、配線経路構築工事費の支払いを要しません。</u></p> <p><u>オ</u> <u>ウ及び工のほか、当社は、配線経路構築工事に係る当社の準備等に要した費用を請求することがあります。</u></p>		
(8) <u>結果報告工事費の適用</u>	<p><u>当社は、クローズドコンピュータ通信網サービス（カテゴリー3に係るものであって、加入者回線が光アクセス回線に係るものに限ります。）について、次のとおり、工事の結果の報告に係る結果報告工事費を適用します。</u></p> <p><u>ア</u> <u>工事結果報告とは、クローズドコンピュータ通信網契約者から、結果報告工事費を支払うことを条件として、当社からそのクローズドコンピュータ通信網契約者が指定する者へ工事の結果の報告を行ってほしい旨の申出があった場合に、当社がその報告を行うことをいいます。</u></p> <p><u>イ</u> <u>工事結果報告の対象となる工事は、アクセス回線工事費の支払いを要する工事に限ります。</u></p> <p><u>ウ</u> <u>当社は、クローズドコンピュータ通信網契約者から工事結果報告の申出があった場合は、当社のクローズドコンピュータ通信網サービスに係る業務の遂行上支障がないときに限り、工事結果報告を行います。</u></p> <p><u>エ</u> <u>クローズドコンピュータ通信網契約者は、次の場合に、結果報告工事費の支払いを要します。</u></p> <p><u>(ア) 当社が工事結果報告を行ったとき。</u></p> <p><u>(イ) クローズドコンピュータ通信網契約者の責めに帰すべき理由により、当社が工事結果報告を行えなかったとき。</u></p> <p><u>オ</u> <u>工の規定にかかわらず、クローズドコンピュータ通信網契約者は、当社の責めに帰すべき理由により工事結果報告が完了しなかった場合は、結果報告工事費の支払いを要しません。</u></p> <p><u>カ</u> <u>工及びオのほか、当社は、工事結果報告に係る当社の準備等に要した費用を請求することがあります。</u></p>	(8) <u>削除</u>	<u>削除</u>
(9) <u>削除</u>	<u>削除</u>	(9) <u>削除</u>	<u>削除</u>

～2022年11月30日		2022年12月1日～	
(10) 割増工事費の適用	<p>当社は、クローズドコンピュータ通信網契約者から割増工事費を支払うことを条件に次表に規定する時間帯に工事を行ってほしい旨の申出があった場合であって、当社のクローズドコンピュータ通信網サービスに係る業務の遂行上支障がないときは、その時間帯に工事を行うことがあります <u>(ただし、(8)欄に規定する工事結果報告を行う時間帯は、そのクローズドコンピュータ通信網契約者の申出の有無にかかわらず、その報告の対象となる工事を行う時間帯と同じとみなします。)</u>。この場合の割増工事費の額は、2 (工事費の額) の規定にかかわらず、次表に規定する額とします。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	(10) 割増工事費の適用	<p>当社は、クローズドコンピュータ通信網契約者から割増工事費を支払うことを条件に次表に規定する時間帯に工事を行ってほしい旨の申出があった場合であって、当社のクローズドコンピュータ通信網サービスに係る業務の遂行上支障がないときは、その時間帯に工事を行うことがあります。この場合の割増工事費の額は、2 (工事費の額) の規定にかかわらず、次表に規定する額とします。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>
(11) 訪問時刻指定工事費の適用	<p>当社は、<u>クローズドコンピュータ通信網サービス (カテゴリー3のクラス2 (タイプ1に係るものを除きます。)) に限ります。</u>について、次のとおり、<u>訪問時刻指定工事に係る訪問時刻指定工事費を適用します。</u></p> <p><u>ア 訪問時刻指定工事とは、クローズドコンピュータ通信網契約者から、訪問時刻指定工事費を支払うことを条件としてそのクローズドコンピュータ通信網契約者が指定する指定時刻から工事等を行ってほしい旨の申出があった場合に、当社がその指定時刻から工事等を行うことをいいます。</u></p> <p><u>イ 訪問時刻指定工事の対象となる工事等は、次に掲げるものとします。</u></p> <p><u>(ア) アクセス回線工事費の支払いを要する工事</u></p> <p><u>(イ) 当社が(ア)の工事を施工する前に光アクセス回線の設置場所において行う調査 (ただし、当該調査は、当社が必要と認める場合に限り行います。)</u></p> <p><u>(ウ) (6)欄に規定する配線経路調査工事</u></p> <p><u>(エ) (7)欄に規定する配線経路構築工事</u></p> <p><u>ウ クローズドコンピュータ通信網契約者が指定することができる指定時刻は、正時とします。</u></p> <p><u>エ クローズドコンピュータ通信網契約者は、訪問時刻指定工事を希望する場合は、あらかじめ当社が指定する期日までに申出を行っていただきます。</u></p>	(11) 削除	削除

～2022年11月30日		2022年12月1日～	
	<p><u>オ 当社は、クローズドコンピュータ通信網契約者から訪問時刻指定工事の申出があった場合は、当社のクローズドコンピュータ通信網サービスに係る業務の遂行上支障がないときに限り、訪問時刻指定工事を行います。</u></p> <p><u>カ クローズドコンピュータ通信網契約者は、次の場合に、訪問時刻指定工事の対象となる工事等に要する工事費に加えて、訪問時刻指定工事費の支払いを要します。</u></p> <p><u>(ア) 当社が指定時刻に訪問時刻指定工事を行う場所に到着したとき。</u></p> <p><u>(イ) クローズドコンピュータ通信網契約者の責めに帰すべき理由により、当社が指定時刻に訪問時刻指定工事を行う場所に到着できなかったとき。</u></p> <p><u>キ カの規定にかかわらず、クローズドコンピュータ通信網契約者は、当社の責めに帰すべき理由により、訪問時刻指定工事の対象となる工事等が完了しなかった場合は、訪問時刻指定工事費の支払いを要しません。</u></p> <p><u>なお、当社が訪問時刻指定工事の対象となる工事等を完了しなかった場合の責任は、本項に規定する内容に限りです。</u></p> <p><u>ク カのほか、当社は、訪問時刻指定工事に係る当社の準備等に要した費用を請求することがあります。</u></p> <p><u>ケ 当社は、アクセス回線工事費の支払いを要する工事と配線経路構築工事を同一の日に行う場合は、それらの工事を1の工事とみなして、訪問時刻指定工事費を適用します。</u></p>		
(12) <u>工事費の適用除外</u>	<p><u>次の工事については、2（工事費の額）の規定にかかわらず、工事費の支払いを要しません。</u></p> <p><u>ア 削除</u></p>	(12) <u>削除</u>	<u>削除</u>

～2022年11月30日

2022年12月1日～

イ クローズドコンピュータ通信網サービス（カテゴリー 3 のクラス 2 のタイプ 1 に係るものに限ります。）の提供の開始により、DSL 回線に起因してリンク未確立状態となった場合（そのことを当社が確認できる場合に限ります。）であって、そのクローズドコンピュータ通信網サービスの提供の開始の日の翌日から起算して20日以内に、クローズドコンピュータ通信網契約者からその旨の申出があり、そのクローズドコンピュータ通信網契約の解除又は加入者回線の移転若しくは品目等の変更の請求が行われたときの工事（リンク未確立状態となったクローズドコンピュータ通信網サービスに係るもの及びその変更前の品目等への変更に係るもの又はその移転前の加入者回線の終端の場所への移転に係るものに限ります。）

(13) 開通サポート工事費の適用	当社は、 <u>本表(12)欄の規定にかかわらず</u> 、本表(2)欄から(11)欄までの工事費を要する工事と異なる工事であって、当社とクローズドコンピュータ通信網契約者が別に定める内容の工事を行う場合は、開通サポート工事費を適用します。
(14)～(15) (略)	(略)

2 工事費の額

クローズドコンピュータ通信網サービスの提供の開始、品目等の変更、アクセス回線二重化の利用、回線終端装置の設置等、回線調整又はその他の契約内容の変更に関する工事

区 分		単 位	工事費の額
(1)	ア	カテゴリー 2	(略)
ネ	イ	に関する工事	
ッ	又	の場合	
ト	は	<u>カ</u> <u>ク</u> <u>タ</u> <u>イ</u>	<u>利用の開始に</u>
ワ	ウ	<u>テ</u> <u>ラ</u> <u>プ</u> <u>1</u>	<u>1の工事ごとに</u>
ー	以	<u>ゴ</u> <u>ス</u> <u>カ</u> <u>ラ</u>	<u>3,000円</u>
		<u>から</u>	<u>(3,300円)</u>
		<u>場</u> <u>合</u>	

(13) 開通サポート工事費の適用	当社は、本表(2)欄から(10)欄までの工事費を要する工事と異なる工事であって、当社とクローズドコンピュータ通信網契約者が別に定める内容の工事を行う場合は、開通サポート工事費を適用します。
(14)～(15) (略)	(略)

2 工事費の額

クローズドコンピュータ通信網サービスの提供の開始、品目等の変更又はその他の契約内容の変更に関する工事

区 分		単 位	工事費の額
(1)	ア	カテゴリー 2	(略)
ネ	イ	に関する工事	
ッ	又	の場合	
ト	は		
ワ	ウ		
ー	以		

～2022年11月30日

2022年12月1日～

ク 工 事 費	外 に 関 する 工 事 の 場 合	リ ー 3 に 関 する 工 事 の 場 合	1 に 関 する 工 事 の 場 合	タイ プ 3 ま で 及 び タイ プ N に 関 する 工 事 の 場 合	上記以外に關 する工事の場 合	1の工事ごとに	2,000円 (2,200円)
				タイプ4又はタイプ6 に関する工事の場合	1の工事ごとに	6,000円 (6,600円)	
			ク ラ ス 2 に 関 する 工 事 の 場 合	利用の開始に関する工 事の場合	1の工事ごとに	3,000円 (3,300円)	
				上記以外に関する工事 の場合	1の工事ごとに	2,000円 (2,200円)	
イ～ウ (略)							
(2) <u>アクセス回線工事費(カテゴリー3(クラス1(タイプ6に係るものに限ります。))又はクラス2に係るものに限ります。))に関する工事の場合に限ります。)</u>						別に算定する実費	
(3) <u>ア 回線収容替えを行う工事の場合</u>						別に算定する実費	

ク 工 事 費	外 に 関 する 工 事 の 場 合						
		イ～ウ (略)					
(2) <u>削除</u>							
(3) <u>削除</u>							

～2022年11月30日

2022年12月1日～

線 調 整 工 事 費	<u>イ ブリッジタップはずしを行う工事の場合</u>		<u>別に算定する実費</u>
	<u>ウ 保安器の変更を行う工事の場合</u>		<u>別に算定する実費</u>
(4)	<u>配線経路調査工事費</u>	<u>1の工事ごとに</u>	<u>別に算定する実費</u>
(5)	<u>配線経路構築工事費</u>	<u>1の工事ごとに</u>	<u>別に算定する実費</u>
(6)	<u>結果報告工事費</u>	<u>1の工事ごとに</u>	<u>別に算定する実費</u>
(7)	削除		
(8)	<u>訪問時刻指定工事費</u>	<u>1の指定する指 定時刻ごとに</u>	<u>別に算定する実費</u>
(9)	(略)	(略)	(略)
備考 <u>1 当社は、回線調整（保安器の変更を除きます。）の結果を、そのクローズドコンピュータ通信網契約者に通知します。</u> <u>2 当社は、回線調整について、その実施によりDSL方式に起因する事象が発生しなくなることを保証するものではありません。</u> <u>3 回線調整の結果、DSL回線の通信の状態に全く改善が見られなかった場合、回線調整工事費は適用しません（保安器の変更に係るものを除きます。）。</u>			

(4)	削除	
(5)	削除	
(6)	削除	
(7)	削除	
(8)	削除	
(9)	(略)	(略)
備考 <u>削除</u>		

第3表 附帯サービスに関する料金

- 第1 削除
- 第2 加入者回線に係る端末設備等使用料
 - 1 適用

<u>区 分</u>	<u>内 容</u>
<u>(1) 加入者回線に係る端末設備等の提供に係る料金の適用</u>	<u>ア 当社は加入者回線に係るクローズドコンピュータ通信網契約者について、加入者回線ごとに端末設備の提供等に係る料金を適用します。</u>

第3表 附帯サービスに関する料金

- 第1 削除
- 第2 削除

～2022年11月30日

2022年12月1日～

	<p>イ <u>端末設備に関する料金は、端末設備使用料の基本料を適用し、加入者回線に係る保守の態様が保守メニュー2に係るものは加算料を合算（配線設備多重装置の場合を除きます。）して適用します。</u></p> <p>ウ <u>当社は、端末設備の提供等に係る料金を料金表通則の規定に準じて取り扱います。</u></p>
<p>(2) <u>加入者回線に係る端末設備等使用料の適用に関する特例</u></p>	<p><u>クローズドコンピュータ通信網サービス（カテゴリー3のクラス2のタイプ1に限ります。）の提供の開始により、DSL回線に起因してリンク未確立状態となった場合（そのことを当社が確認できる場合に限ります。）であって、そのクローズドコンピュータ通信網サービスの提供の開始の日の翌日から起算して20日以内に、クローズドコンピュータ通信網契約者からその旨の申出があり、そのクローズドコンピュータ通信網契約の解除又は加入者回線の移転若しくは品目等の変更の請求が行われた場合は、第2（加入者回線に係る端末設備等使用料）の規定にかかわらず、端末設備等使用料（リンク未確立状態となったクローズドコンピュータ通信網サービスに係るもの及びその変更前の品目への変更に係るもの又はその移転前の加入者回線の終端の場所への移転に係るものに限ります。）は適用しません。</u></p>

2 端末設備使用料

2-1 基本料

1 装置ごとに月額

			料金額
東日本電信 電話株式会 社に係るもの	変復調装置（ADSLモデム）	1.5Mb/s用のもの、8	440円
		Mb/s用のもの又は 12Mb/s用のもの	(484円)
の	変復調装置・ルータ機能付き（ADSLモデム）	40Mb/s用のもの又は	490円
		47Mb/s用のもの	(539円)
西日本電信 電話株式会 社に係るもの	変復調装置（ADSLモデム）		440円 (484円)

～2022年11月30日

2022年12月1日～

2-2 加算料

ア 東日本電信電話株式会社に係るもの

1 加入者回線ごとに月額

	<u>料金額</u>
<u>保守メニュー2に係るもの</u>	<u>500円 (550円)</u>

イ 西日本電信電話株式会社に係るもの

1 加入者回線ごとに月額

	<u>料金額</u>
<u>保守メニュー2に係るもの</u>	<u>500円 (550円)</u>

3 端末設備の提供等に関する工事費

ア 加入者回線が東日本電信電話株式会社に係るもの

	<u>単 位</u>	<u>料金額</u>
<u>端末設備の提供に関する工事費</u>	<u>1の工事ごとに</u>	<u>別に算定する実費</u>

イ 加入者回線が西日本電信電話株式会社に係るもの

	<u>単 位</u>	<u>料金額</u>
<u>端末設備の提供に関する工事費</u>	<u>1の工事ごとに</u>	<u>別に算定する実費</u>

第3 コネクティビティ使用料

1 適用

<u>区 分</u>	<u>内 容</u>
<u>コネクティビティ使用料の適用</u>	<u>コネクティビティ使用料は、料金表通則の規定に準じて取り扱います。</u>

2 料金額

2-1 2-2以外のもの

1の電気通信回線に接続する1のコネクティビティごとに月額

<u>区 分</u>	<u>料 金 額</u>
<u>10BASE-T</u>	<u>13,000円 (14,300円)</u>

第3 削除

～2022年11月30日

2022年12月1日～

<u>100BASE-TX</u>	<u>25,000円 (27,500円)</u>
<u>1000BASE-SX又はATM</u>	<u>10,000円 (11,000円)</u>
<u>10GBASE-LR</u>	<u>10,000円 (11,000円)</u>

2-2 別棟との間のコネクティビティに係るもの

月額

<u>区 分</u>	<u>料 金 額</u>
<u>コネクティビティ使用料</u>	<u>別に算定する金額</u>

第4 コネクティビティ工事費

第4 削除

<u>区 分</u>	<u>単 位</u>	<u>工事費の額</u>
<u>ア 別棟との間のコネクティビティに関する工事の場合</u>		<u>別に算定する実費</u>
<u>イ 上記以外に関する工事の場合</u>	<u>1の工事ごとに</u>	<u>35,000円(38,500円)</u>

第5 加入者回線に係る屋内配線利用

第5 削除

1 適用

	<u>内 容</u>
<u>屋内配線利用料の適用</u>	<p><u>1 当社は加入者回線（DSL回線に係るものに限ります。以下この欄において同じとします。）に係るクロードコンピュータ通信網契約者について、次の配線ごとに屋内配線利用料を適用します。</u></p> <p><u>ア 加入者回線の終端からジャック又はローゼット（ジャック又はローゼットが設置されていない場合には宅内機器とします。以下この欄において同じとします。）までの配線</u></p> <p><u>イ 1のジャック又はローゼット又は他のジャック又はローゼットまでの配線</u></p> <p><u>2 屋内配線利用料は、料金表通則の規定に準じて取り扱いま</u> <u>す。</u></p>

2 料金額

月額

～2022年11月30日

2022年12月1日～

<u>区 分</u>	<u>単 位</u>	<u>料金額</u>
<u>屋内配線利用料</u>	<u>1の加入者回線ごとに</u>	<u>60円 (66円)</u>

3 屋内配線の提供等に関する工事費

<u>区 分</u>	<u>単 位</u>	<u>料金額</u>
<u>屋内配線の提供等に関する工事費</u>	<u>1の工事ごとに</u>	<u>別に算定する実費</u>

第6 保守一元サービスに係る料金

月額

<u>区 分</u>	<u>単 位</u>	<u>料金額</u>
<u>保守一元サービスに係る料金</u>	<u>1のDSL回線又は1のアクセス回線ごとに</u>	<u>1,500円 (1,650円)</u>

第7～第8 (略)

料金表別表 クローズドコンピュータ通信網サービスの伝送速度

<u>品目</u>	<u>伝送速度</u>	<u>品目</u>	<u>伝送速度</u>	<u>品目</u>	<u>伝送速度</u>
<u>1 Mb/s</u>	<u>1 Mbit/s</u>	<u>10Mb/s</u>	<u>10Mbit/s</u>	<u>60Mb/s</u>	<u>60Mbit/s</u>
<u>2 Mb/s</u>	<u>2 Mbit/s</u>	<u>20Mb/s</u>	<u>20Mbit/s</u>	<u>70Mb/s</u>	<u>70Mbit/s</u>
<u>3 Mb/s</u>	<u>3 Mbit/s</u>	<u>30Mb/s</u>	<u>30Mbit/s</u>	<u>80Mb/s</u>	<u>80Mbit/s</u>
<u>4 Mb/s</u>	<u>4 Mbit/s</u>	<u>40Mb/s</u>	<u>40Mbit/s</u>	<u>90Mb/s</u>	<u>90Mbit/s</u>
<u>5 Mb/s</u>	<u>5 Mbit/s</u>	<u>50Mb/s</u>	<u>50Mbit/s</u>	<u>100Mb/s</u>	<u>100Mbit/s</u>

第6 削除

第7～第8 (略)

料金表別表 削除